

2. 都道府県別経済財政モデルのデータの推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4. 厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数-都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）-全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス-基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）-全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNA ベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料

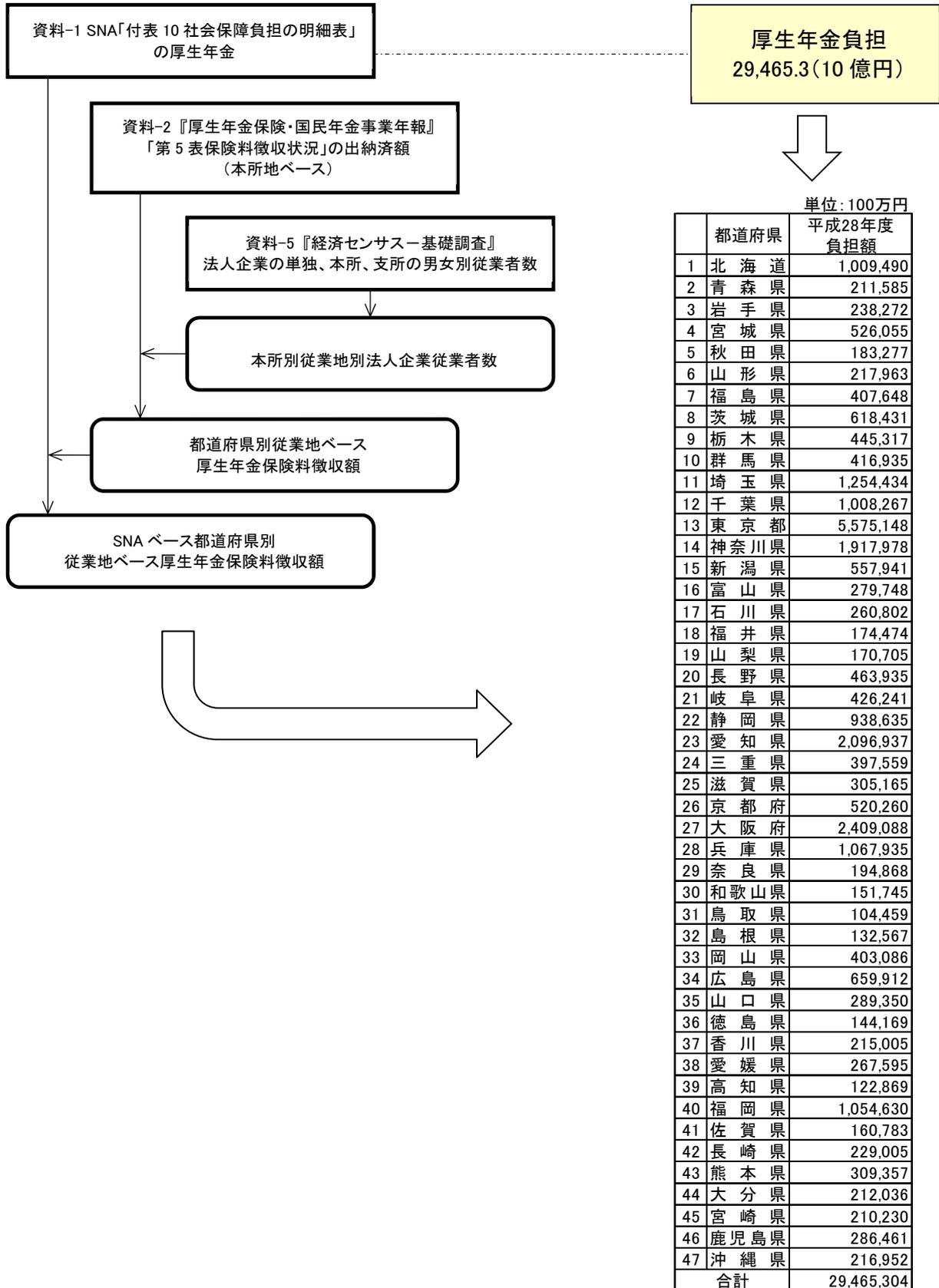
Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料

C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③ 推計フロー



(2) 給付

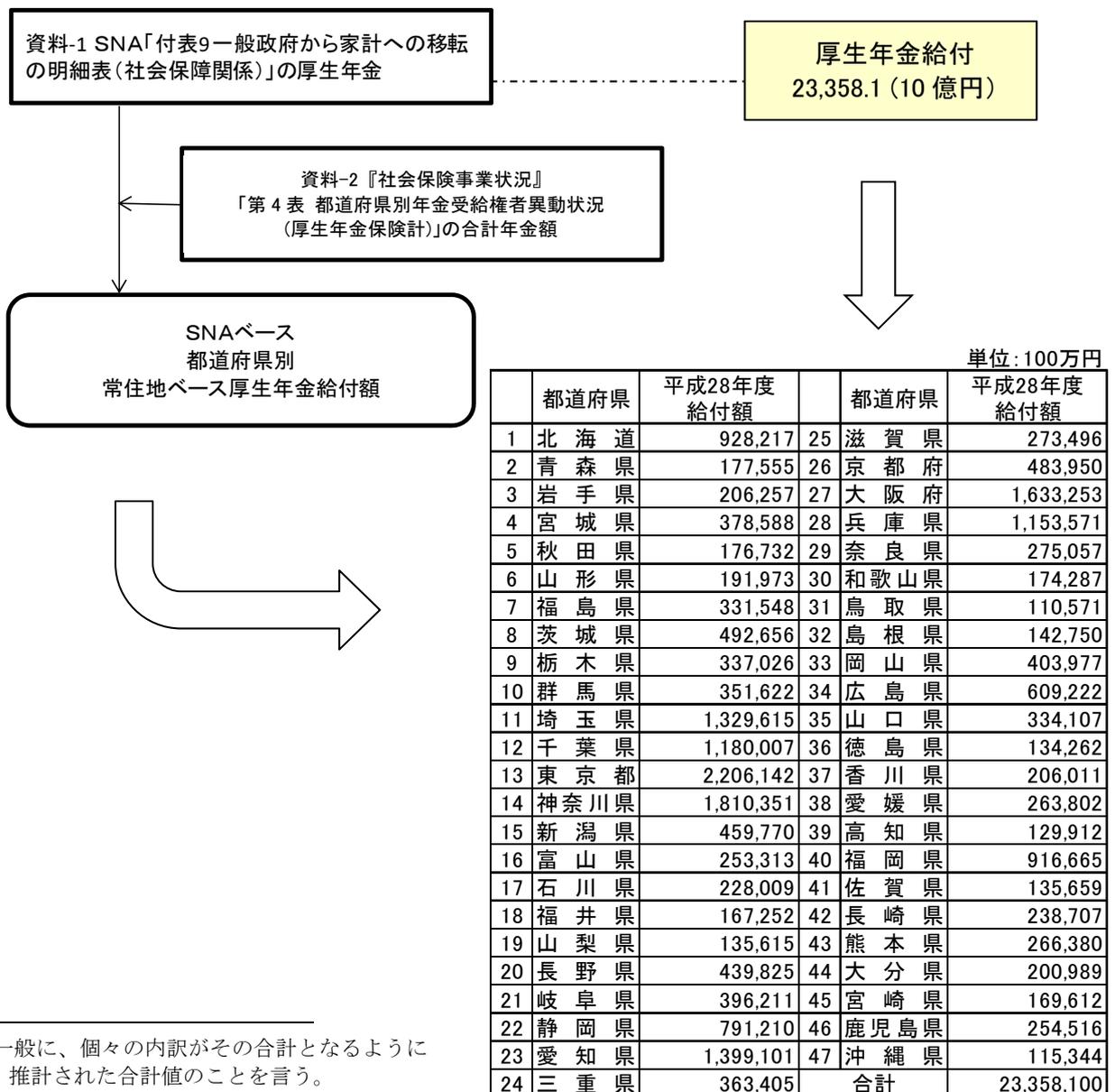
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

② 推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況（厚生年金保険計）の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1) 負担

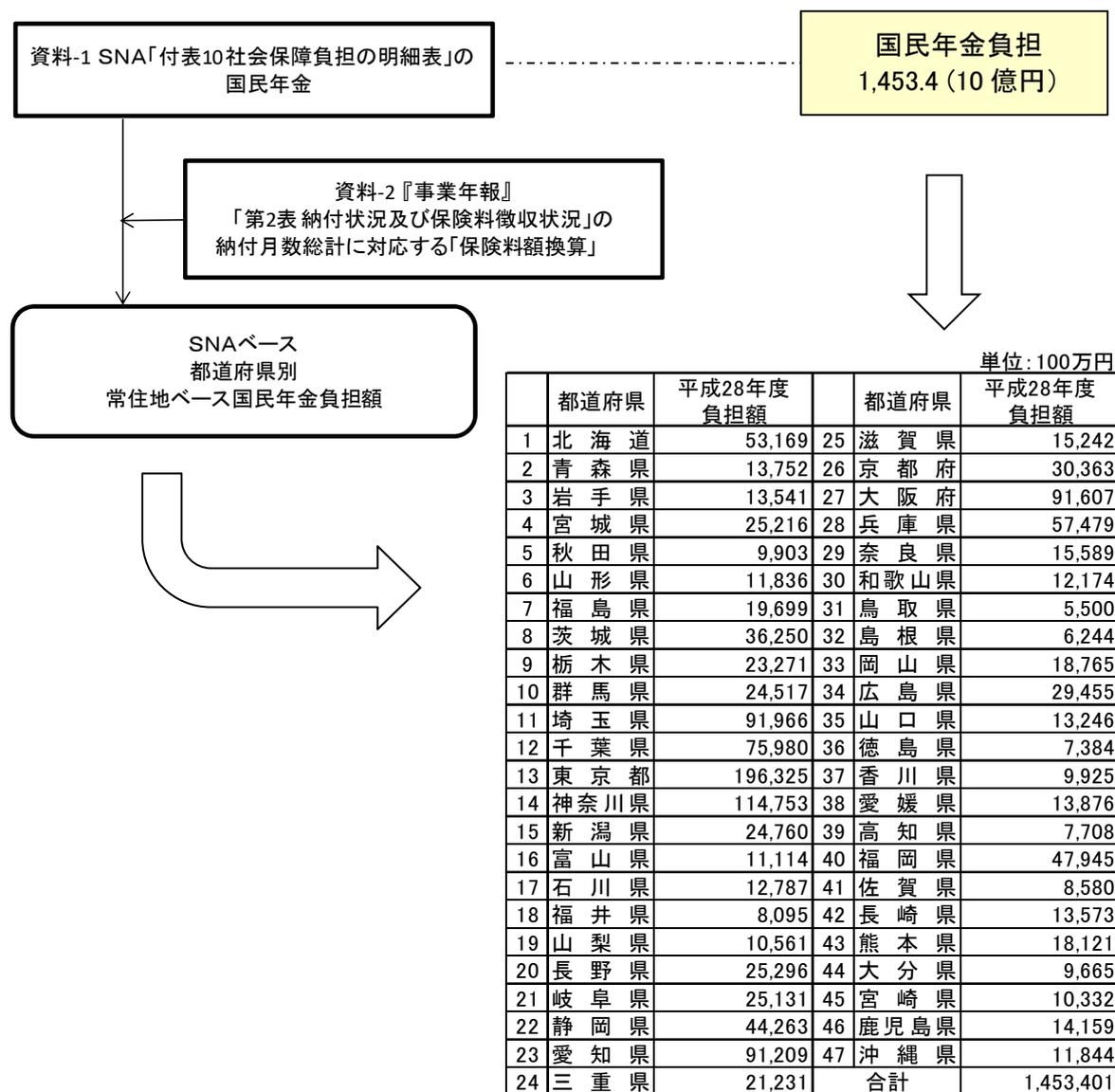
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5. 国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

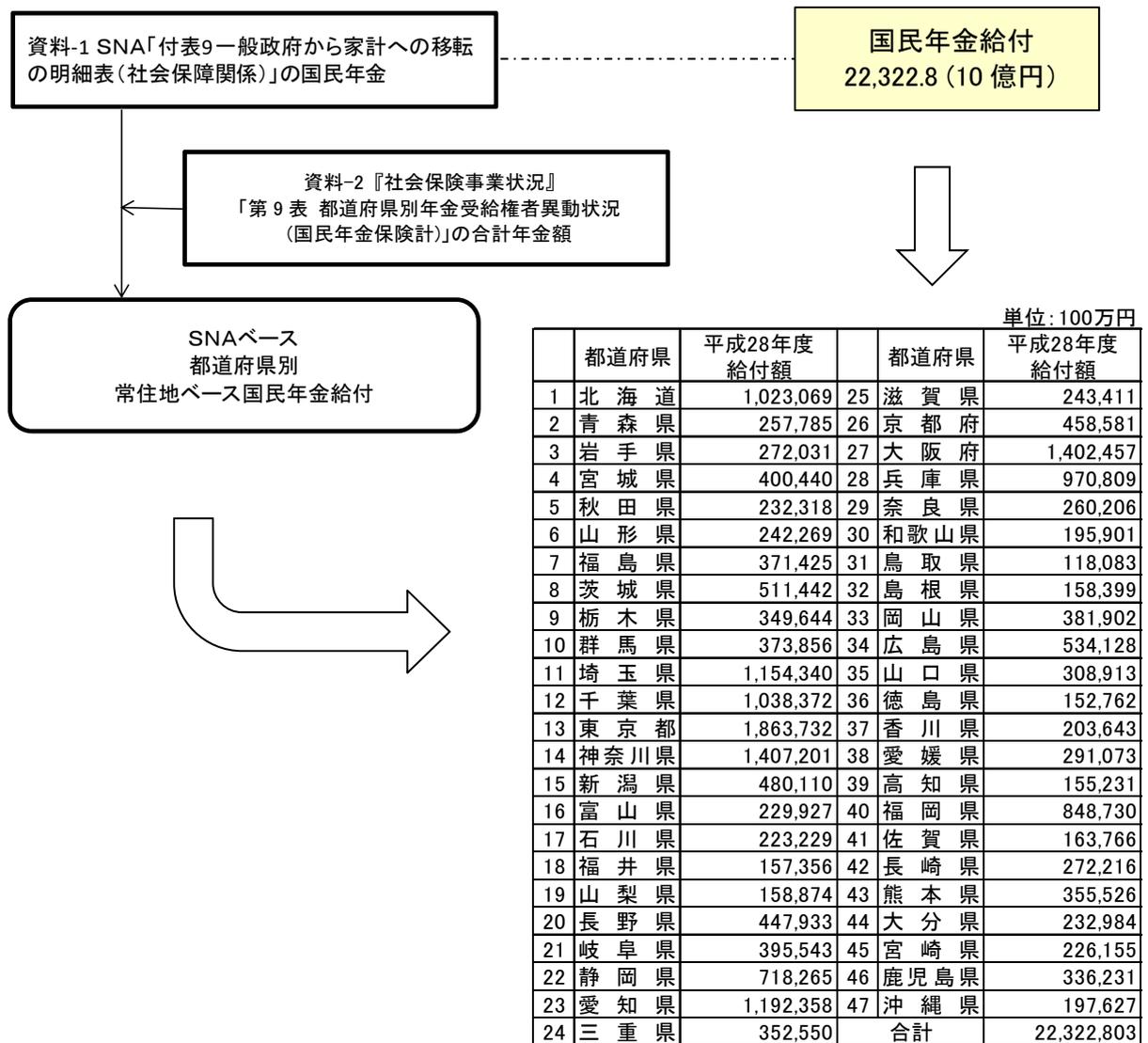
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」

② 推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.1.3 国家公務員共済組合

(1) 負担

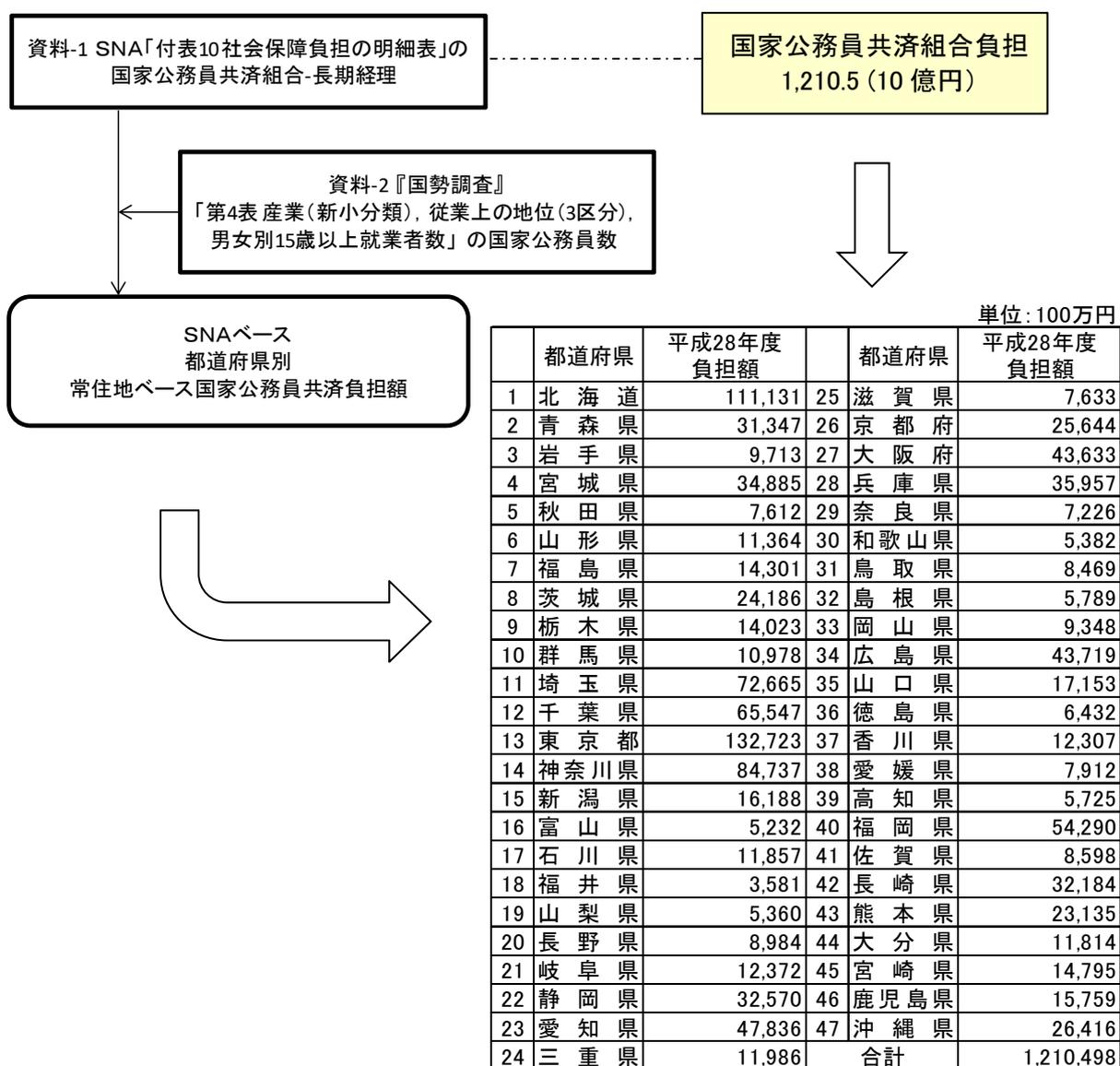
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第 5 表 従業上の地位(8 区分), 産業(小分類), 男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

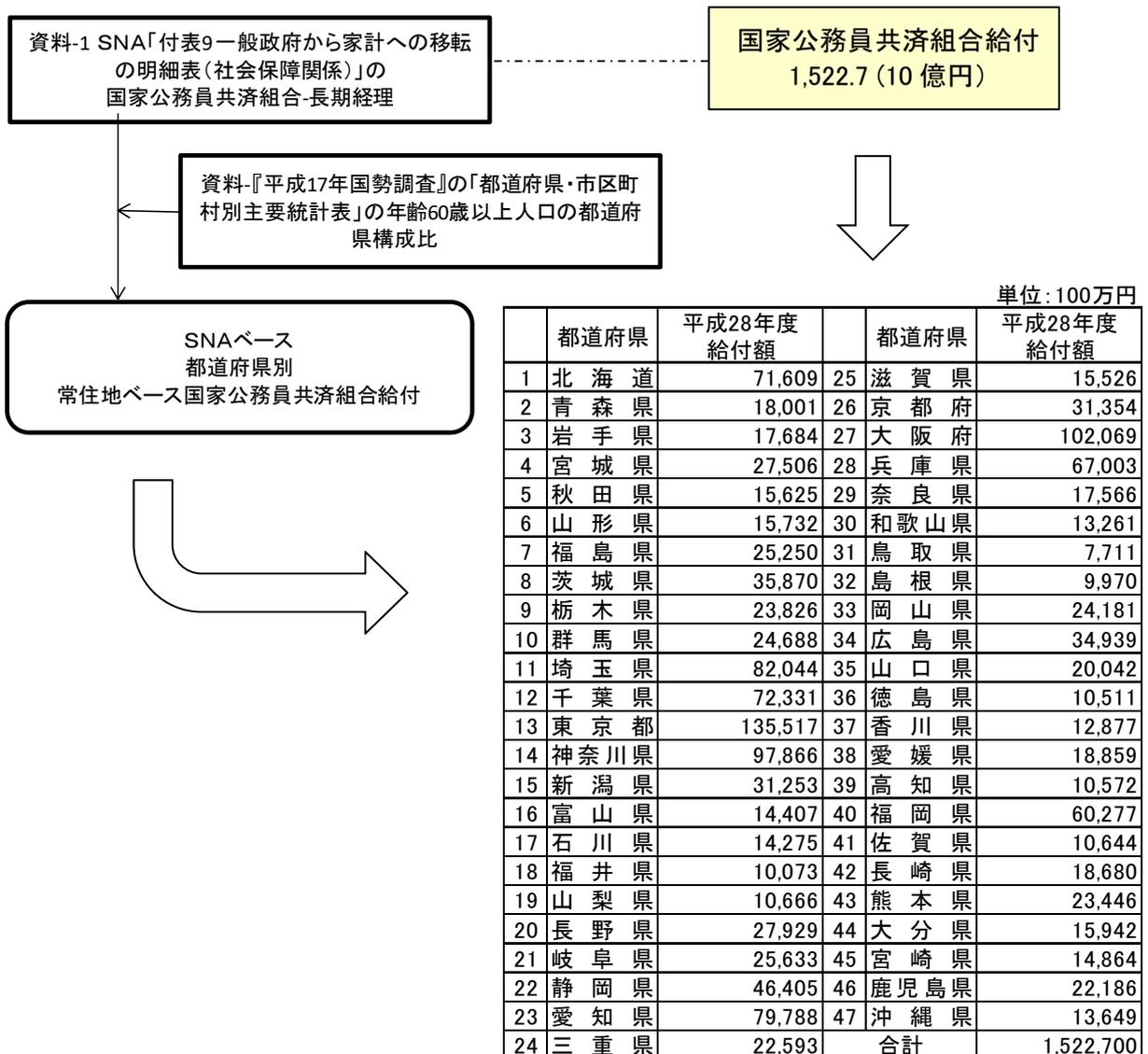
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

② 推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（1）国家公務員共済組合b. 長期経理をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢60歳以上人口の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の60歳以上人口に占める共済組合給付の対象者の割合の違いは反映できていない）。

③ 推計フロー



2.1.4 地方公務員共済組合

(1) 負担

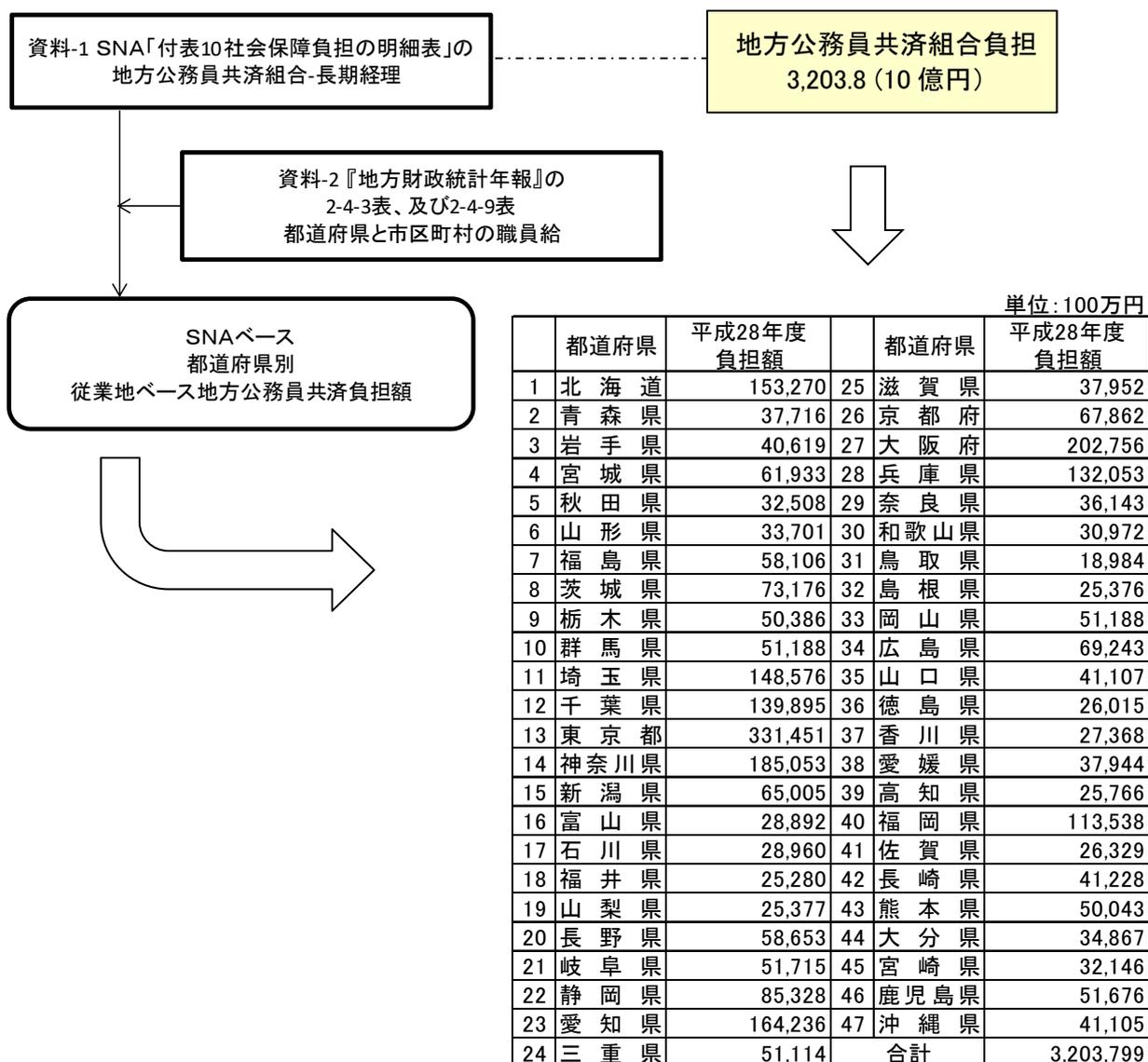
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）---「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省） … 「長期経理損益計算書」、（平成 27 年 10 月以降）「厚生年金保険経理損益計算書」、「退職等年金経理損益計算書」、「経過的長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-6 『地方公務員給与実態調査』（総務省） --- 「第 1 表の 2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額」（1）都道府県及び指定都市、（2）市、（3）町村 全職員数
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合（平成 27 年 9 月まで）、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合（平成 18 年度まで）の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。
- ・同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。
- ・警察共済組合については、資料-2 から退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の 60 歳以上人口の都道府県構成比で按分する。
- ・なお、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-6 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。なお、平成 27 年 10 月以降、指定都市も全国市町村職員共済組合連合会に計上されるようになったため、平成 27 年度については市町村の職員数と指定都市も含めた職員数の都道府県別構成比を平均した値をウェイトとし、以降は指定都市も含めた構成比を採用す

ることとした。

- 上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のよ
うに常住地ベースに変換する。

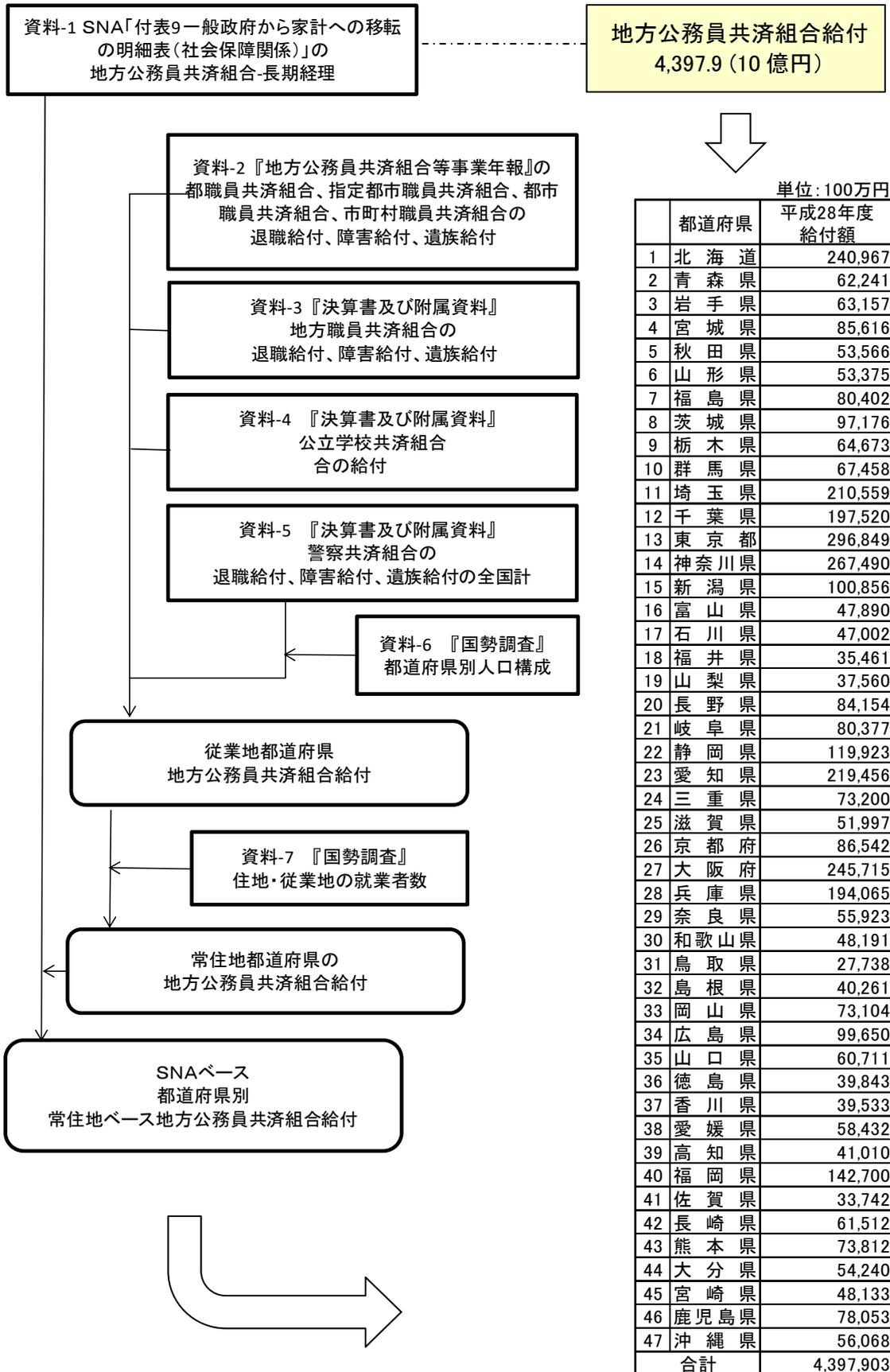
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県iの給付額

Sw_j : 従業地都道府県jの給付額

L_{ij} : 常住地都道府県i, 従業地都道府県jの従業者数

③ 推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1) 負担

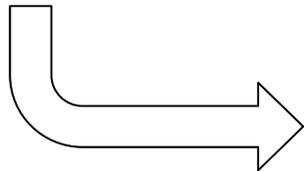
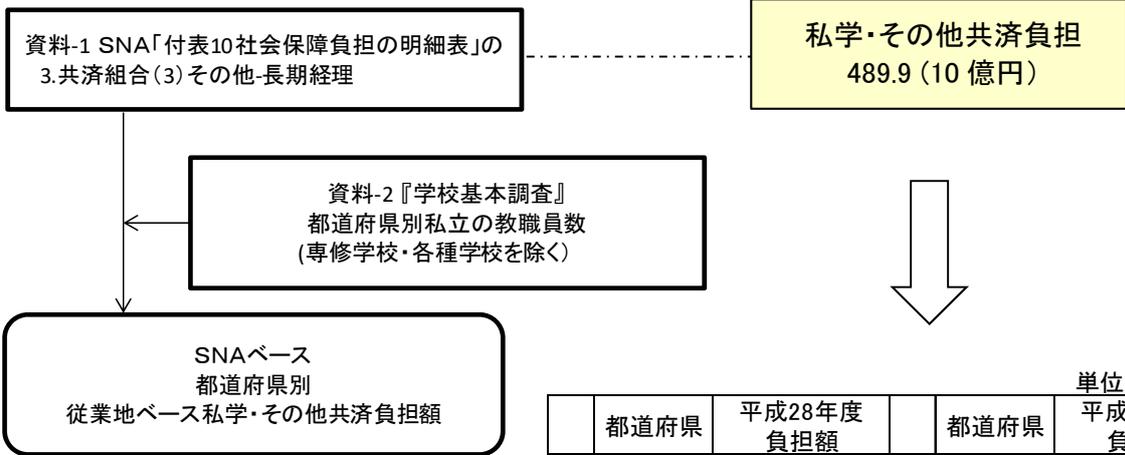
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成28年度 負担額		都道府県	平成28年度 負担額
1	北海道	16,901	25	滋賀県	2,299
2	青森県	3,439	26	京都府	18,175
3	岩手県	3,143	27	大阪府	37,695
4	宮城県	8,337	28	兵庫県	18,656
5	秋田県	1,149	29	奈良県	4,424
6	山形県	2,761	30	和歌山県	1,536
7	福島県	4,676	31	鳥取県	1,061
8	茨城県	6,711	32	島根県	722
9	栃木県	11,447	33	岡山県	6,996
10	群馬県	4,806	34	広島県	10,346
11	埼玉県	25,321	35	山口県	4,103
12	千葉県	19,371	36	徳島県	1,413
13	東京都	120,973	37	香川県	2,060
14	神奈川県	31,533	38	愛媛県	3,585
15	新潟県	4,123	39	高知県	1,720
16	富山県	1,594	40	福岡県	24,579
17	石川県	4,561	41	佐賀県	2,033
18	福井県	1,540	42	長崎県	4,086
19	山梨県	2,408	43	熊本県	4,644
20	長野県	4,036	44	大分県	3,145
21	岐阜県	5,939	45	宮崎県	3,272
22	静岡県	9,597	46	鹿児島県	4,394
23	愛知県	28,831	47	沖縄県	1,820
24	三重県	3,938		合計	489,899

(2) 給付

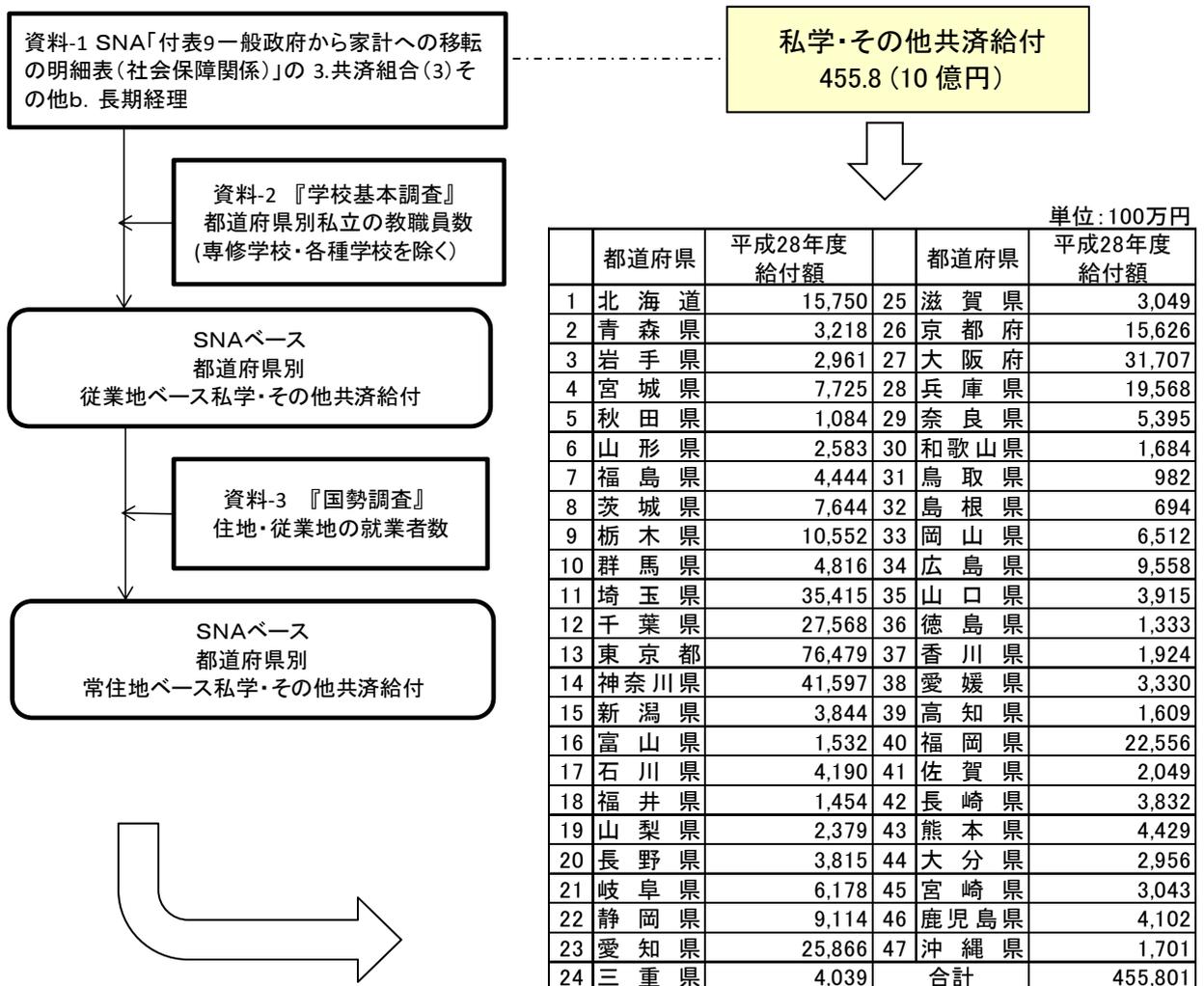
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省）--- 「第3表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（3）その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.1.6 船員保険

(1) 負担

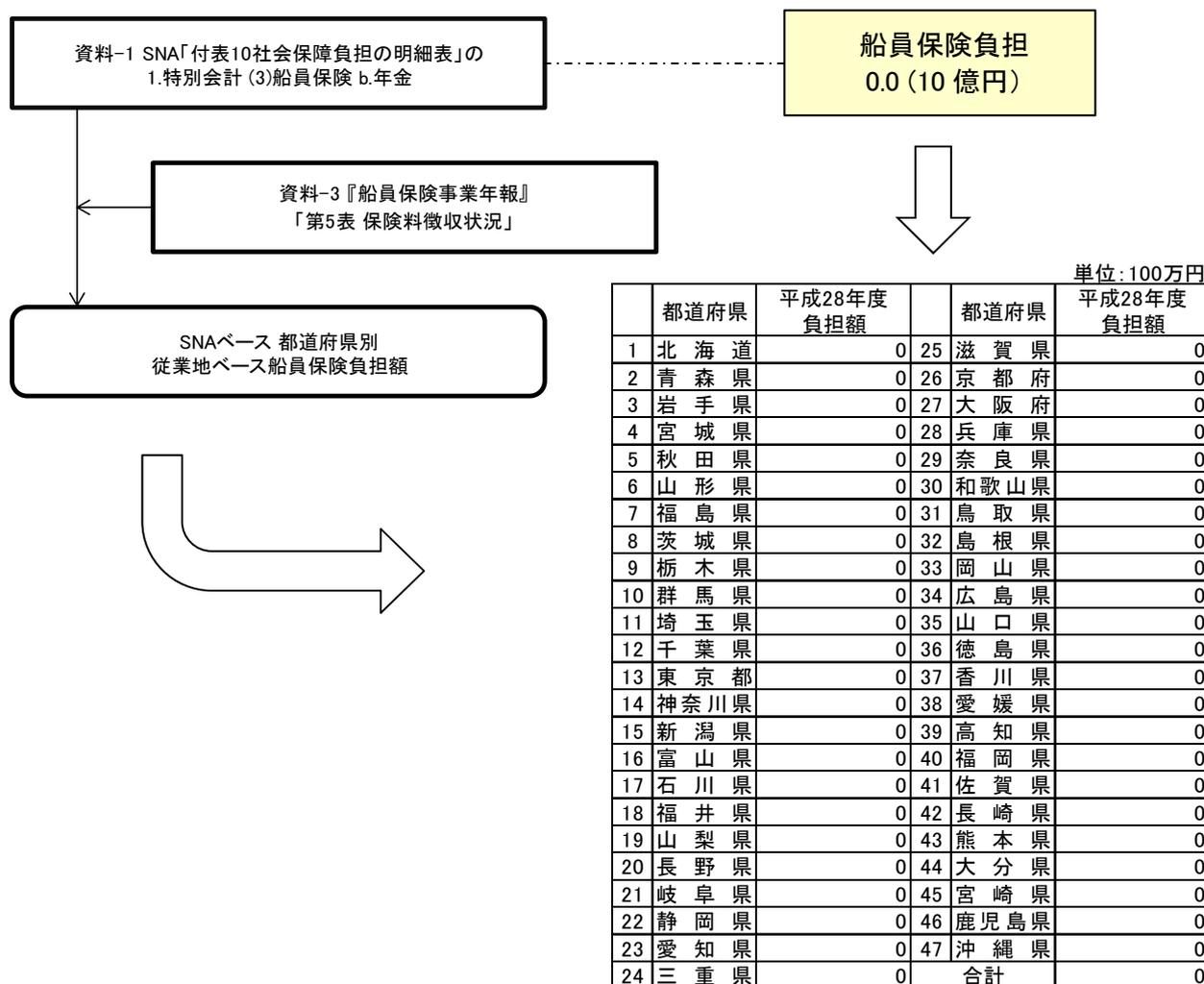
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-
「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



(2) 給付

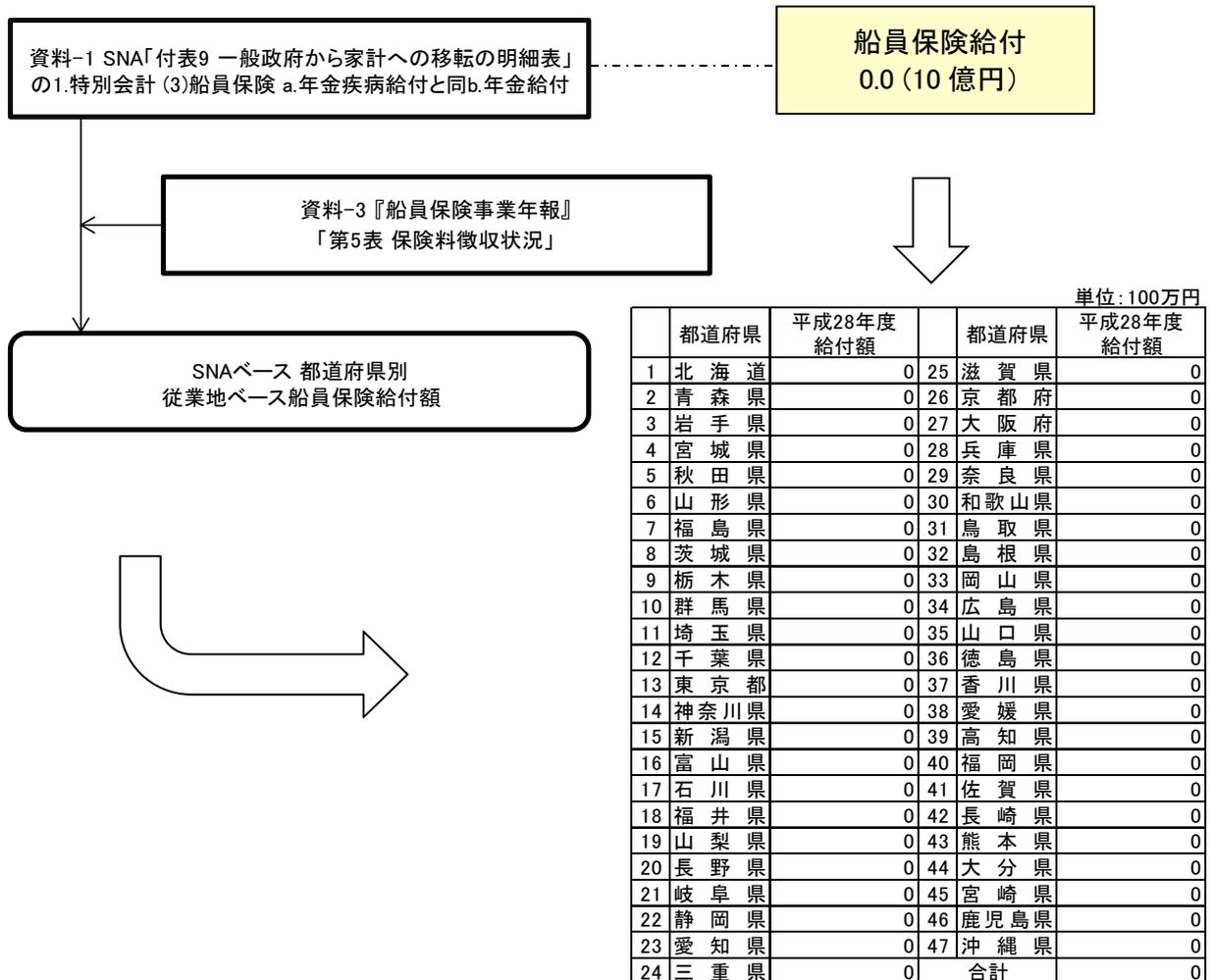
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の「1. 特別会計（4）船員保険」の現物社会移転以外の社会給付（疾病給付と年金給付の合計）をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比（2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額都道府県構成比）で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.1.7 その他

(1) 給付

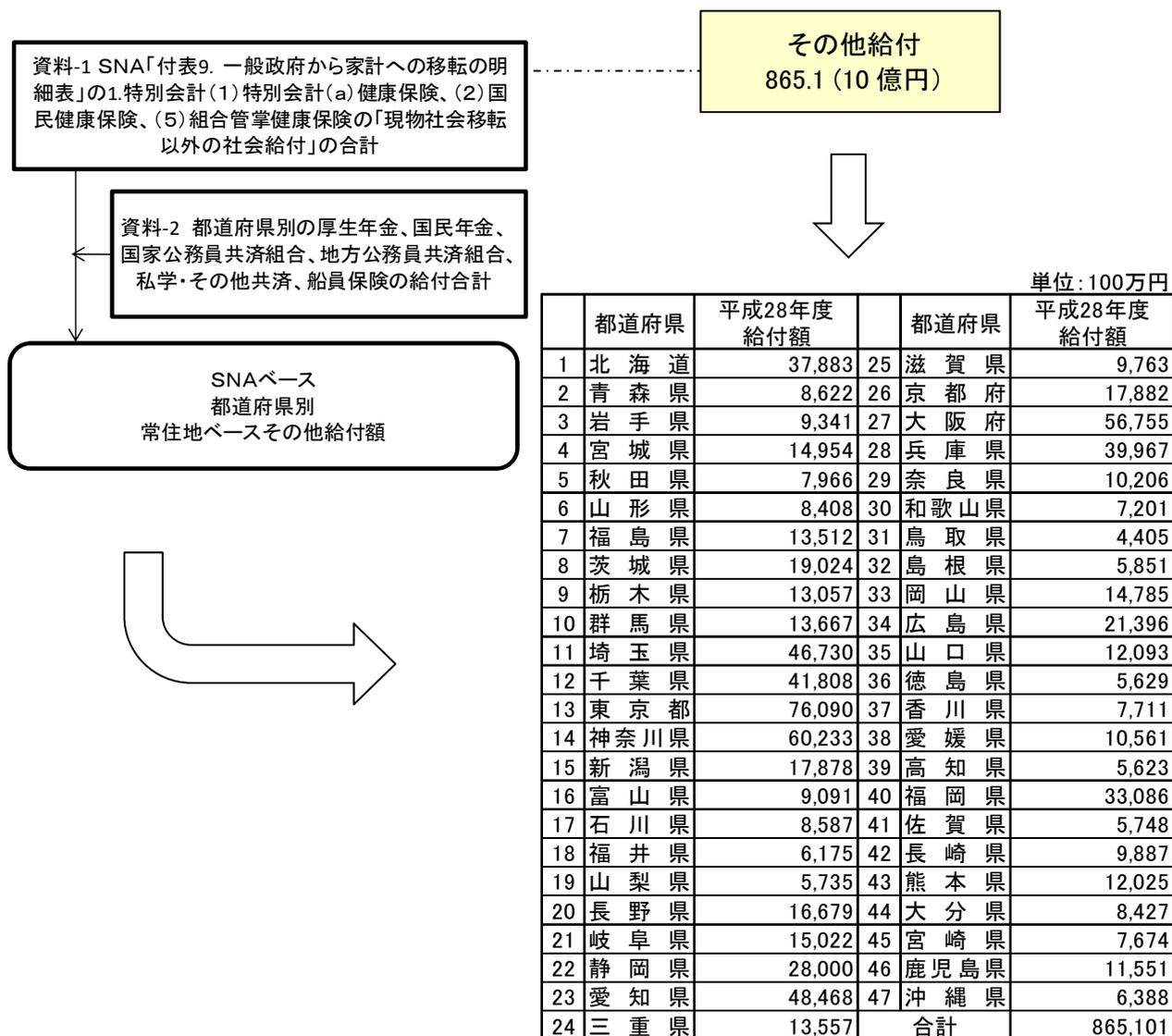
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

② 推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の1. 特別会計（1）特別会計（a）健康保険、同（2）国民健康保険及び（5）組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2 の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1) 負担

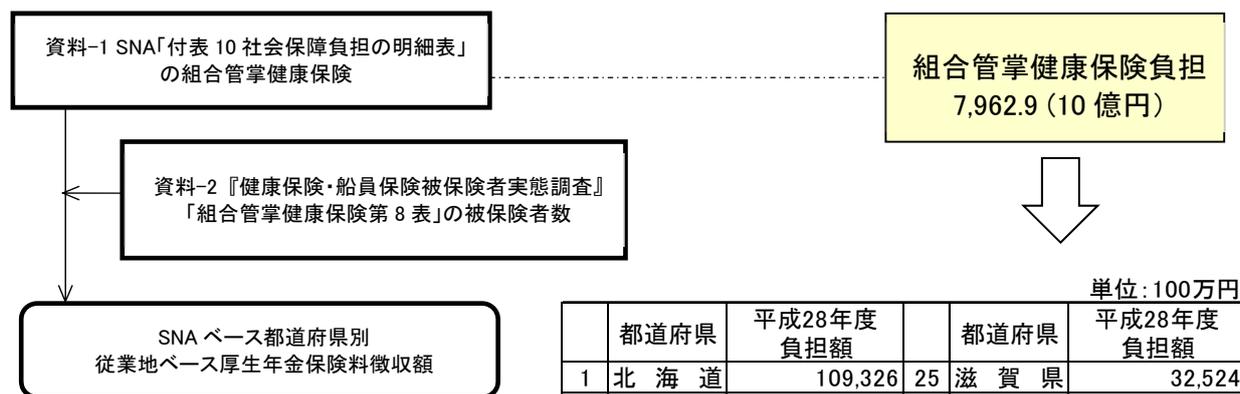
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）---「組合管掌健康保険 第 8 表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

② 推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



	都道府県	平成28年度 負担額		都道府県	平成28年度 負担額
1	北海道	109,326	25	滋賀県	32,524
2	青森県	14,254	26	京都府	82,436
3	岩手県	17,290	27	大阪府	739,717
4	宮城県	61,668	28	兵庫県	152,528
5	秋田県	15,527	29	奈良県	11,511
6	山形県	17,486	30	和歌山県	11,119
7	福島県	37,863	31	鳥取県	6,025
8	茨城県	77,293	32	島根県	10,286
9	栃木県	58,484	33	岡山県	37,520
10	群馬県	64,851	34	広島県	96,983
11	埼玉県	215,175	35	山口県	36,393
12	千葉県	210,032	36	徳島県	8,817
13	東京都	4,104,344	37	香川県	22,874
14	神奈川県	467,870	38	愛媛県	23,364
15	新潟県	62,696	39	高知県	7,984
16	富山県	42,173	40	福岡県	139,646
17	石川県	24,001	41	佐賀県	10,139
18	福井県	20,719	42	長崎県	12,294
19	山梨県	17,094	43	熊本県	18,270
20	長野県	73,472	44	大分県	12,784
21	岐阜県	39,185	45	宮崎県	12,196
22	静岡県	180,153	46	鹿児島県	16,311
23	愛知県	476,246	47	沖縄県	19,299
24	三重県	34,679		合計	7,962,901

2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

(1) 負担

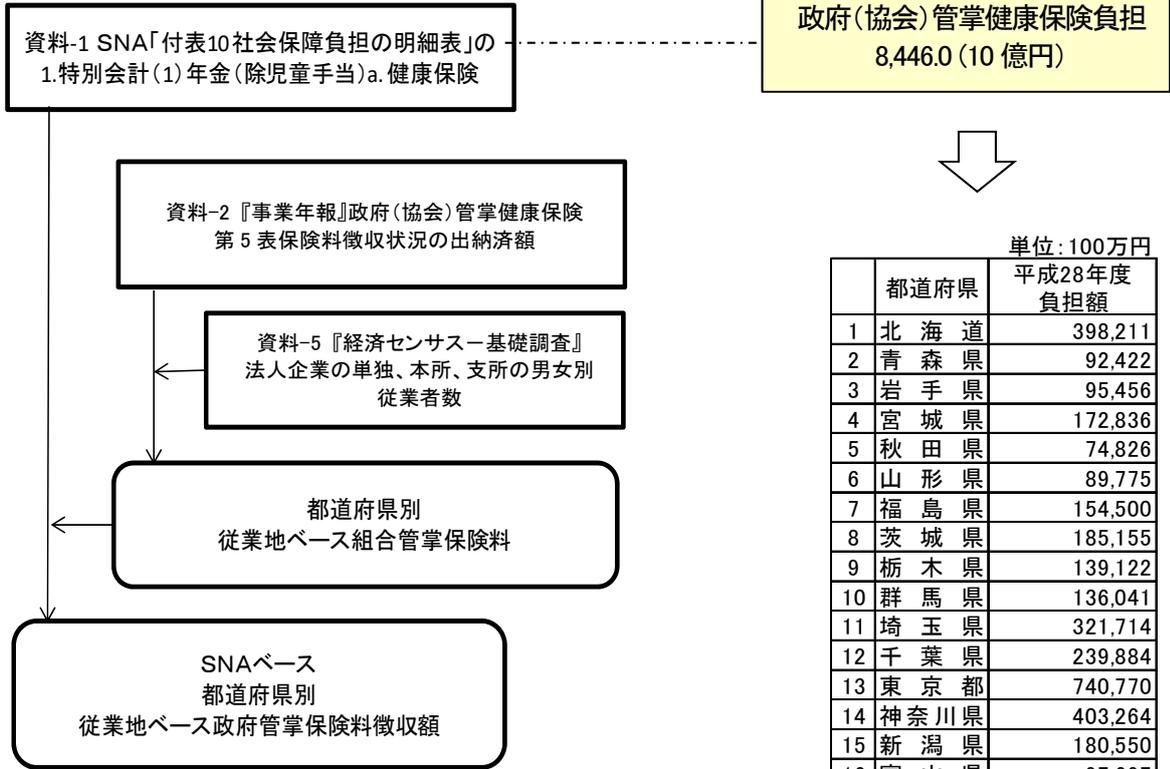
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③ 推計フロー

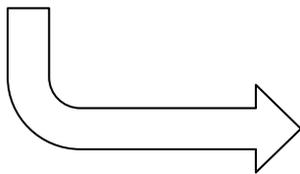


政府(協会)管掌健康保険負担
8,446.0 (10 億円)



単位: 100万円

	都道府県	平成28年度 負担額
1	北海道	398,211
2	青森県	92,422
3	岩手県	95,456
4	宮城県	172,836
5	秋田県	74,826
6	山形県	89,775
7	福島県	154,500
8	茨城県	185,155
9	栃木県	139,122
10	群馬県	136,041
11	埼玉県	321,714
12	千葉県	239,884
13	東京都	740,770
14	神奈川県	403,264
15	新潟県	180,550
16	富山県	97,697
17	石川県	105,367
18	福井県	69,716
19	山梨県	61,151
20	長野県	151,849
21	岐阜県	170,723
22	静岡県	264,138
23	愛知県	561,345
24	三重県	139,573
25	滋賀県	101,055
26	京都府	177,586
27	大阪府	608,902
28	兵庫県	351,090
29	奈良県	78,363
30	和歌山県	63,400
31	鳥取県	46,211
32	島根県	57,250
33	岡山県	166,138
34	広島県	233,764
35	山口県	106,536
36	徳島県	63,264
37	香川県	82,834
38	愛媛県	109,178
39	高知県	56,847
40	福岡県	381,060
41	佐賀県	70,343
42	長崎県	100,582
43	熊本県	137,712
44	大分県	91,905
45	宮崎県	88,141
46	鹿児島県	131,018
47	沖縄県	96,736
	合計	8,446,000



2.2.3 国民健康保険等

(1) 負担

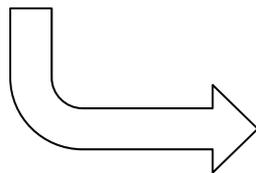
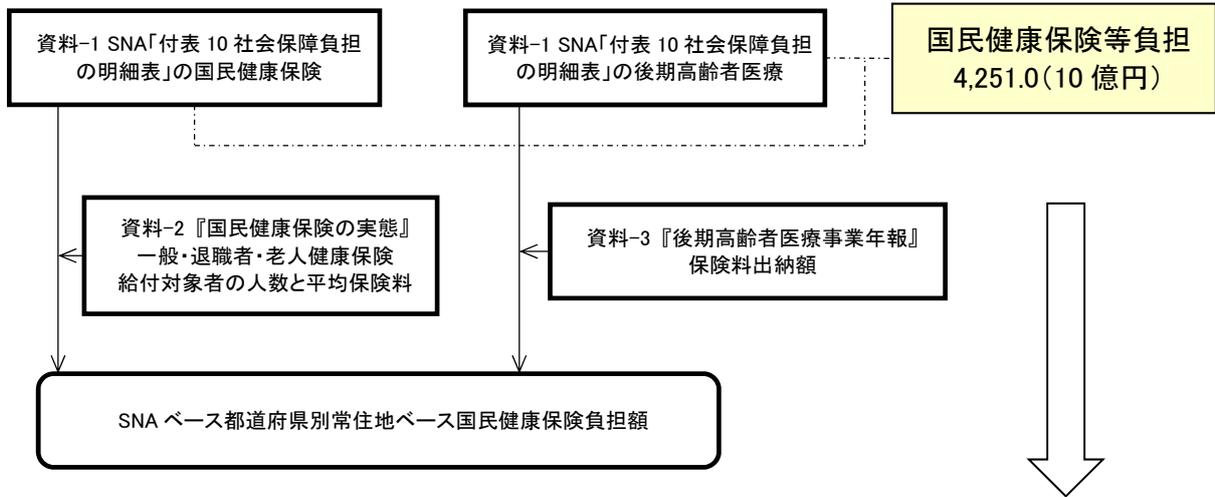
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）…「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）…「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

② 推計方法

- 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2. 国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成28年度 負担額		都道府県	平成28年度 負担額
1	北海道	166,616	25	滋賀県	38,397
2	青森県	39,229	26	京都府	82,355
3	岩手県	32,263	27	大阪府	294,432
4	宮城県	67,759	28	兵庫県	183,045
5	秋田県	26,436	29	奈良県	43,036
6	山形県	35,392	30	和歌山県	32,083
7	福島県	51,235	31	鳥取県	15,157
8	茨城県	90,865	32	島根県	19,545
9	栃木県	74,018	33	岡山県	57,490
10	群馬県	62,904	34	広島県	87,495
11	埼玉県	238,251	35	山口県	46,611
12	千葉県	196,412	36	徳島県	22,875
13	東京都	690,999	37	香川県	29,755
14	神奈川県	308,082	38	愛媛県	39,798
15	新潟県	60,917	39	高知県	22,888
16	富山県	29,843	40	福岡県	147,523
17	石川県	34,218	41	佐賀県	26,969
18	福井県	21,619	42	長崎県	44,391
19	山梨県	27,037	43	熊本県	50,838
20	長野県	64,714	44	大分県	32,967
21	岐阜県	66,241	45	宮崎県	34,335
22	静岡県	120,404	46	鹿児島県	44,203
23	愛知県	254,639	47	沖縄県	35,533
24	三重県	59,183		合計	4,250,997

2.2.4 国家公務員共済組合

(1) 負担

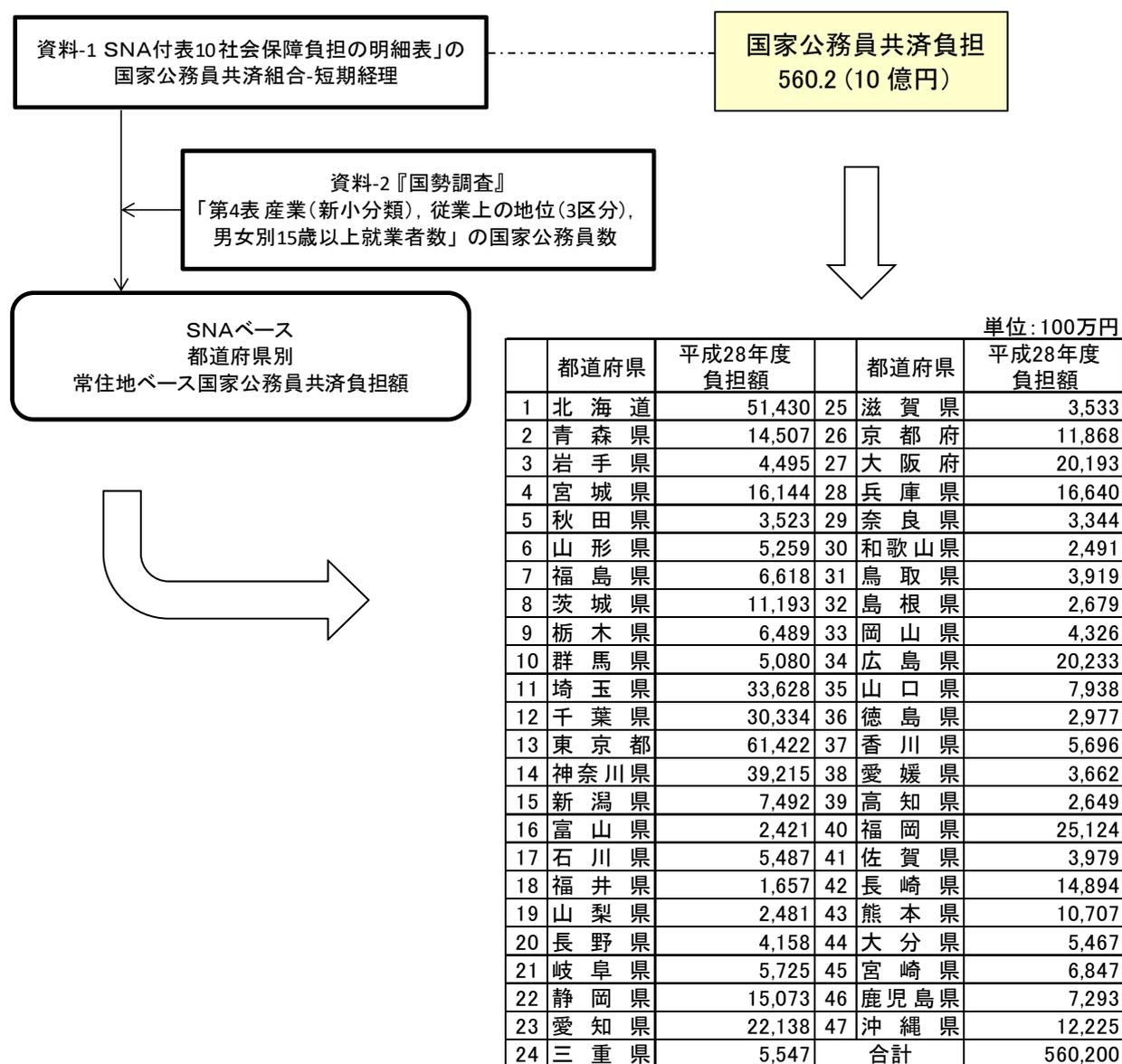
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第 5 表 従業上の地位(8 区分), 産業(小分類), 男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1) 負担

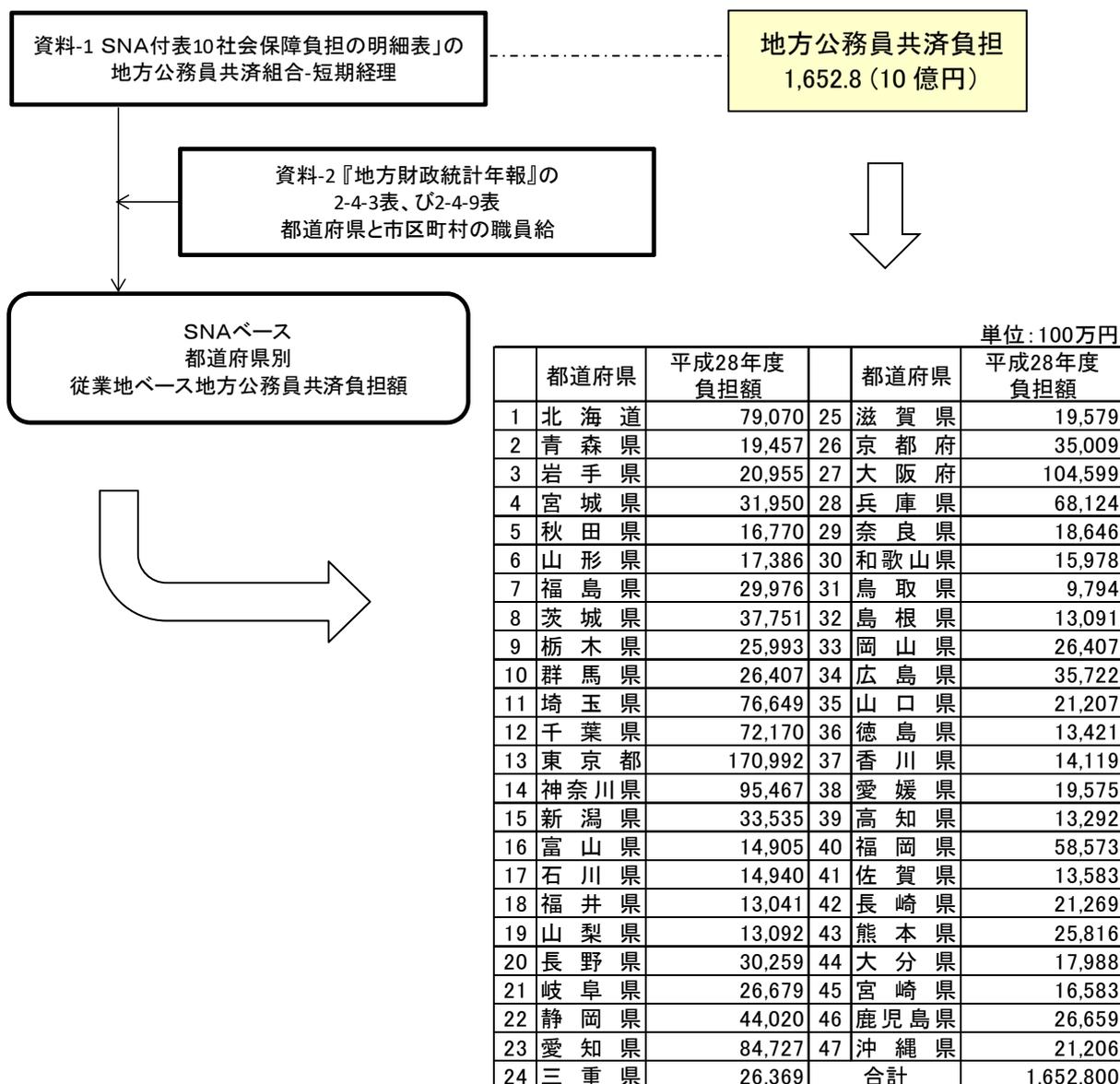
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1) 負担

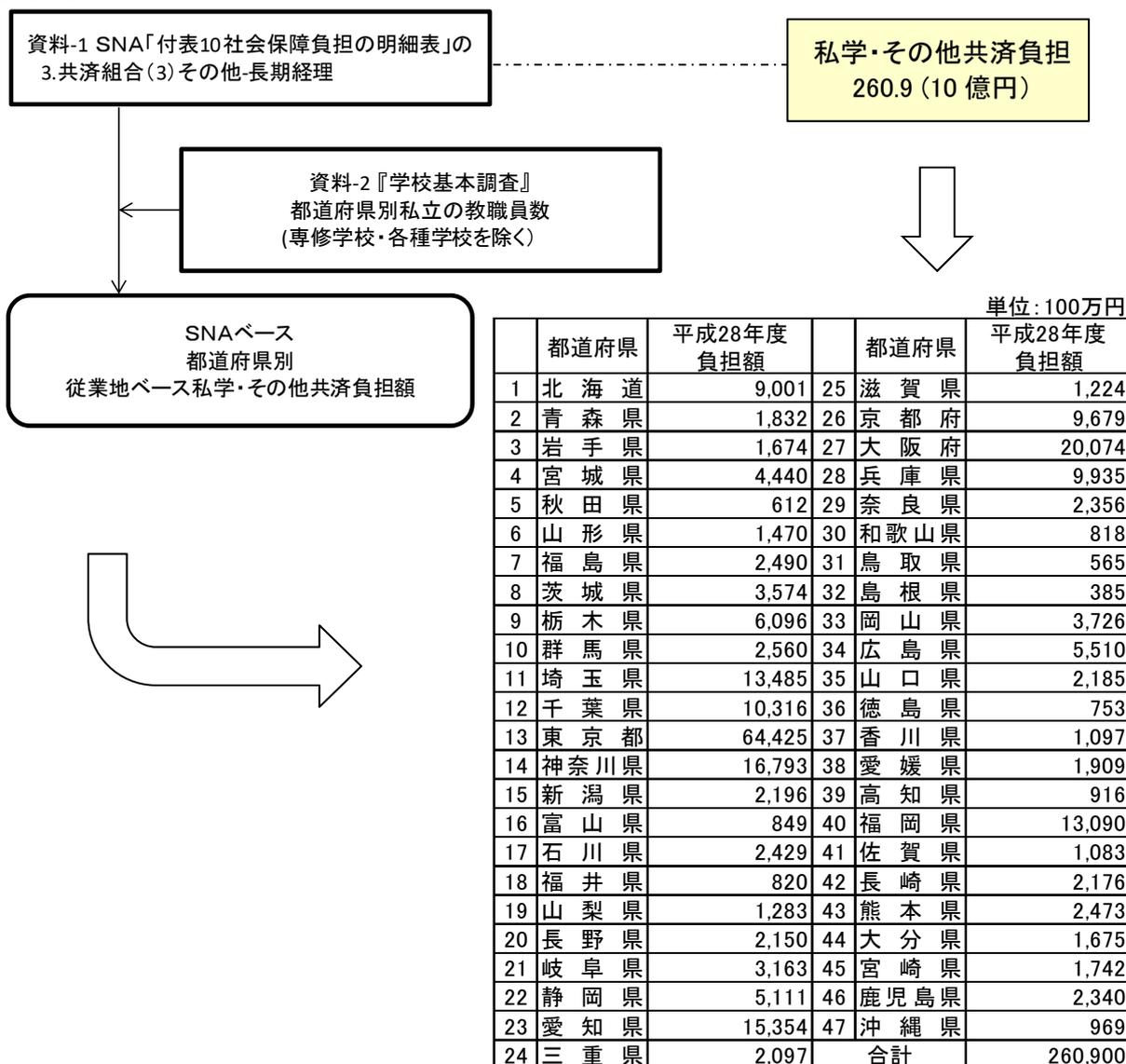
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の給与水準の違いは反映できていない）。なお、資料2の詳細については、2.1.5 【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.2.7 船員保険

(1) 負担

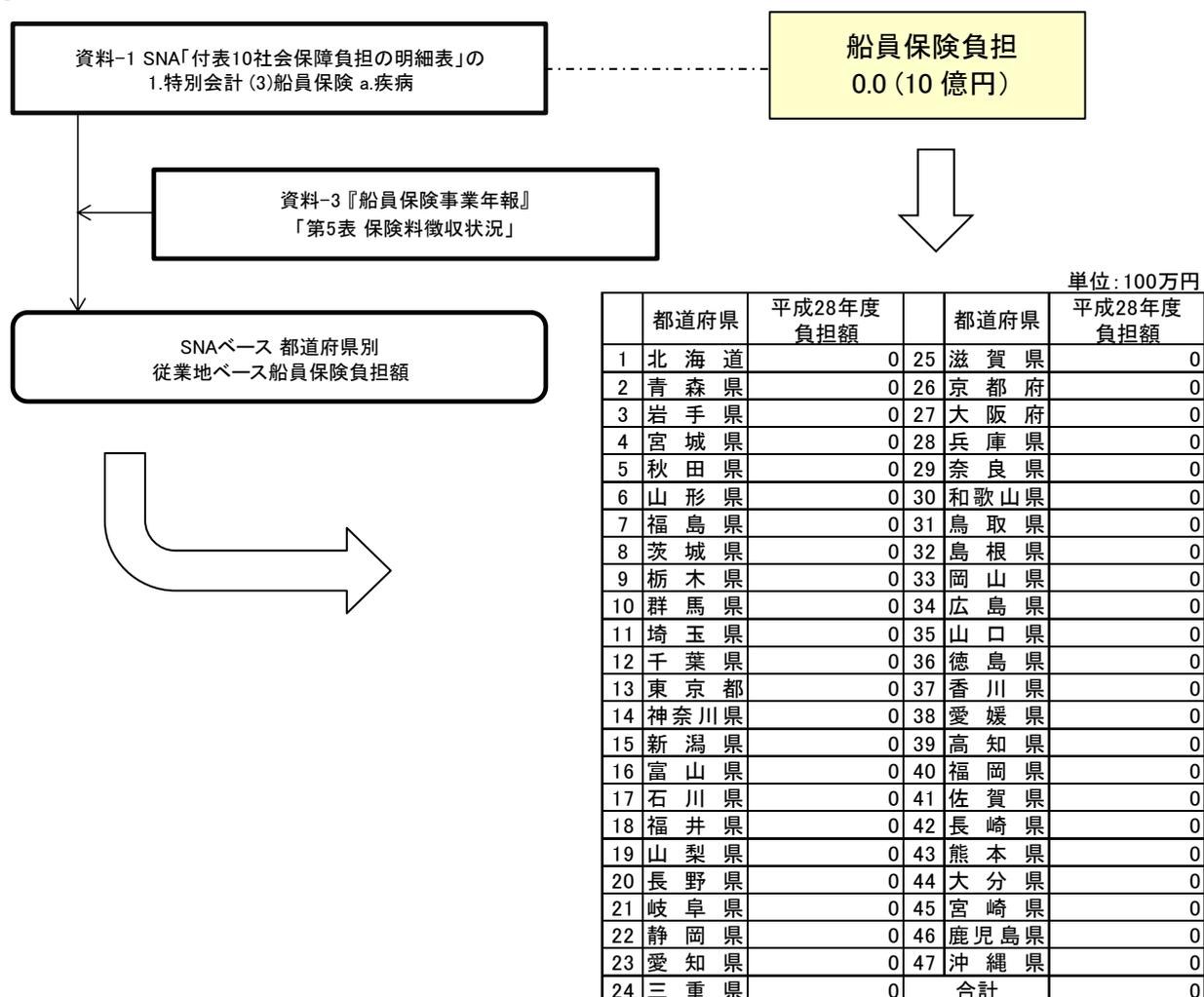
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

(1) 給付

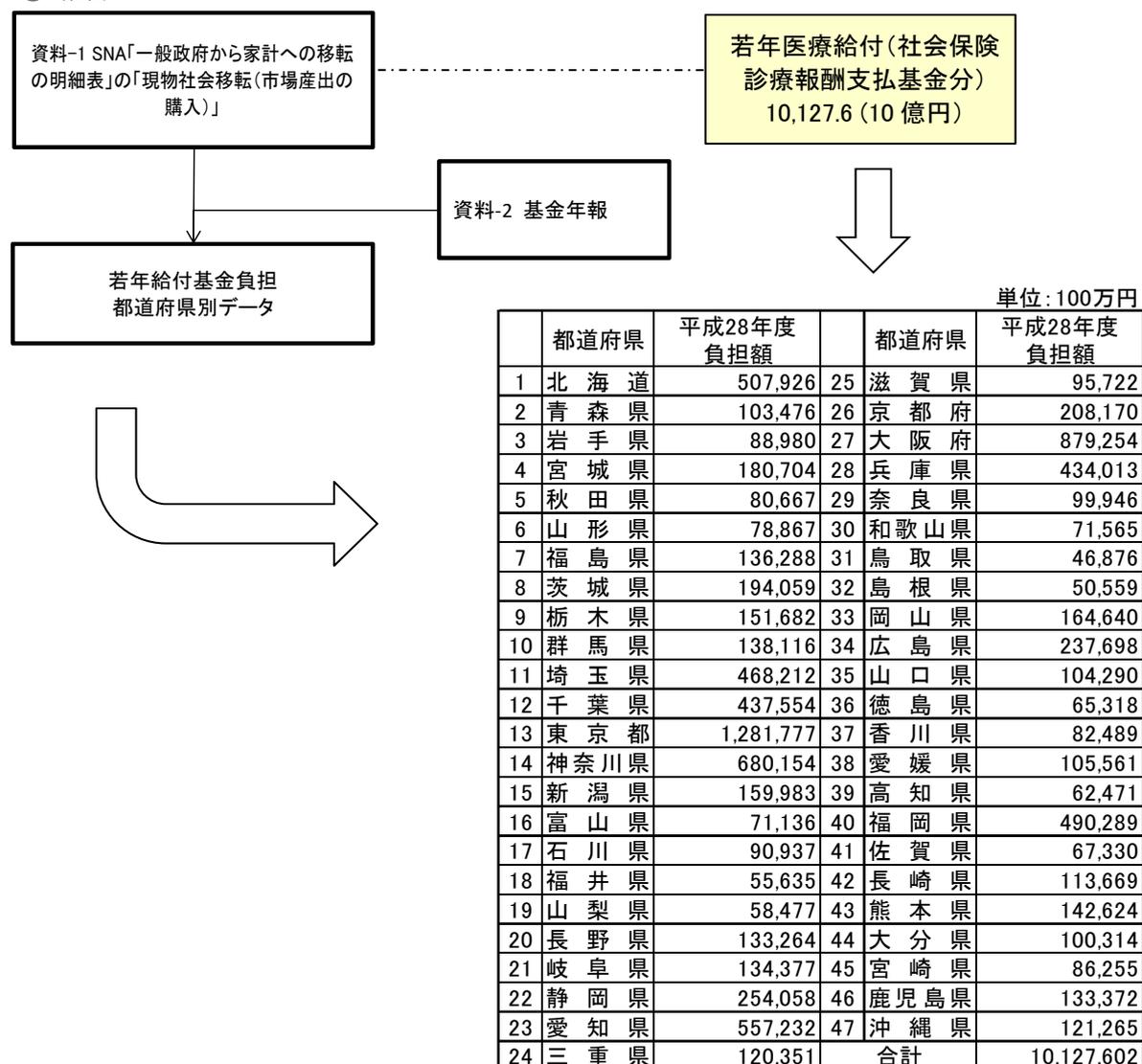
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の1. 社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の現物社会移転（市場産出の購入）
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第5表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成19年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

② 推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

(1) 給付

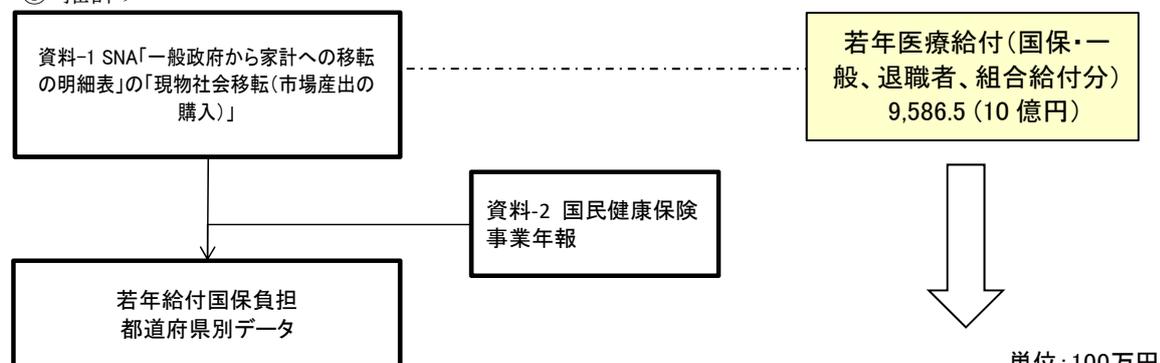
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(2)国民健康保険の現物社会移転（市場産出の購入）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

② 推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



	都道府県	平成28年度 給付額		都道府県	平成28年度 給付額
1	北海道	432,651	25	滋賀県	95,951
2	青森県	106,566	26	京都府	196,238
3	岩手県	97,539	27	大阪府	722,585
4	宮城県	167,079	28	兵庫県	424,397
5	秋田県	81,340	29	奈良県	105,894
6	山形県	80,444	30	和歌山県	87,869
7	福島県	149,447	31	鳥取県	43,475
8	茨城県	217,012	32	島根県	54,929
9	栃木県	146,503	33	岡山県	153,694
10	群馬県	151,111	34	広島県	219,949
11	埼玉県	528,807	35	山口県	124,529
12	千葉県	455,429	36	徳島県	60,140
13	東京都	916,346	37	香川県	82,491
14	神奈川県	625,400	38	愛媛県	117,236
15	新潟県	161,517	39	高知県	68,253
16	富山県	72,308	40	福岡県	389,703
17	石川県	88,701	41	佐賀県	72,463
18	福井県	56,268	42	長崎県	131,694
19	山梨県	65,819	43	熊本県	163,501
20	長野県	153,372	44	大分県	101,736
21	岐阜県	157,444	45	宮崎県	96,864
22	静岡県	276,693	46	鹿児島県	153,335
23	愛知県	480,999	47	沖縄県	116,481
24	三重県	134,298		合計	9,586,500

2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

(1) 給付

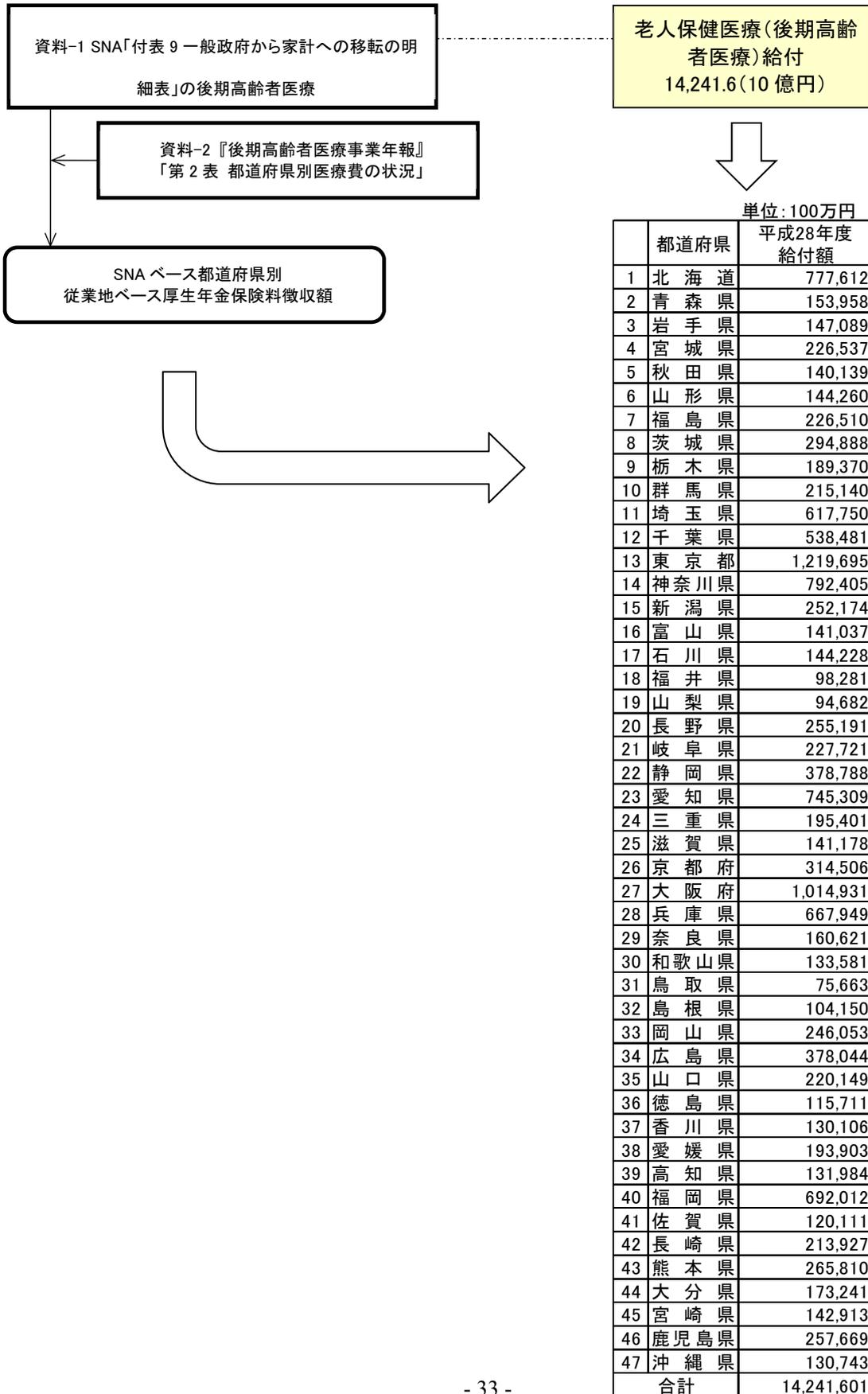
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況（1）医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

② 推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③ 推計フロー



2.2.1 1 介護

(1) 負担

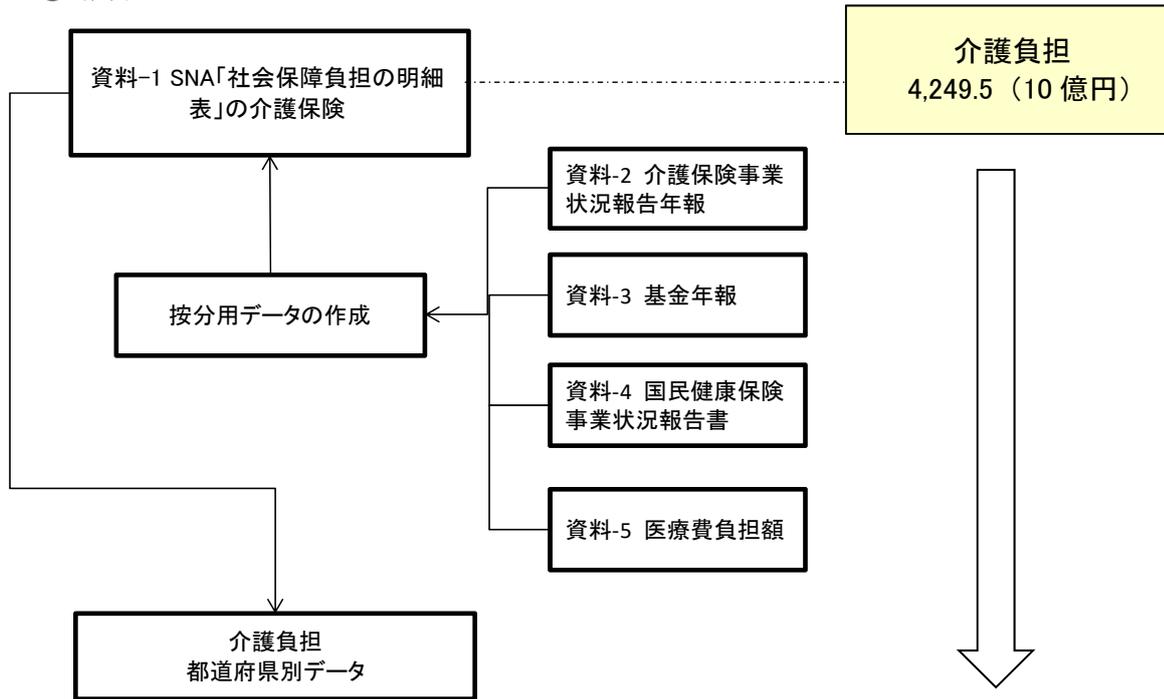
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計 (第 1 号被保険者負担額)
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況 (第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』(厚生労働省) ----B 表 介護納付金 (第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用)
- ・資料-5 『医療費負担額』(本調査)

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額(資料-2) と第 2 号被保険者負担額(資料-3、資料-4) から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 負担額		都道府県	平成28年度 負担額
1	北海道	161,777	25	滋賀県	41,527
2	青森県	42,653	26	京都府	83,501
3	岩手県	40,605	27	大阪府	313,559
4	宮城県	70,374	28	兵庫県	163,433
5	秋田県	35,859	29	奈良県	38,367
6	山形県	38,332	30	和歌山県	31,946
7	福島県	59,026	31	鳥取県	19,750
8	茨城県	85,139	32	島根県	25,002
9	栃木県	58,688	33	岡山県	65,350
10	群馬県	63,783	34	広島県	97,654
11	埼玉県	183,592	35	山口県	47,847
12	千葉県	160,971	36	徳島県	24,991
13	東京都	719,062	37	香川県	33,838
14	神奈川県	260,971	38	愛媛県	46,587
15	新潟県	80,268	39	高知県	23,574
16	富山県	41,122	40	福岡県	154,151
17	石川県	40,292	41	佐賀県	26,784
18	福井県	27,890	42	長崎県	43,805
19	山梨県	26,092	43	熊本県	53,016
20	長野県	70,576	44	大分県	36,682
21	岐阜県	66,061	45	宮崎県	34,332
22	静岡県	122,427	46	鹿児島県	50,666
23	愛知県	241,709	47	沖縄県	36,514
24	三重県	59,357		合計	4,249,502

(2) 給付

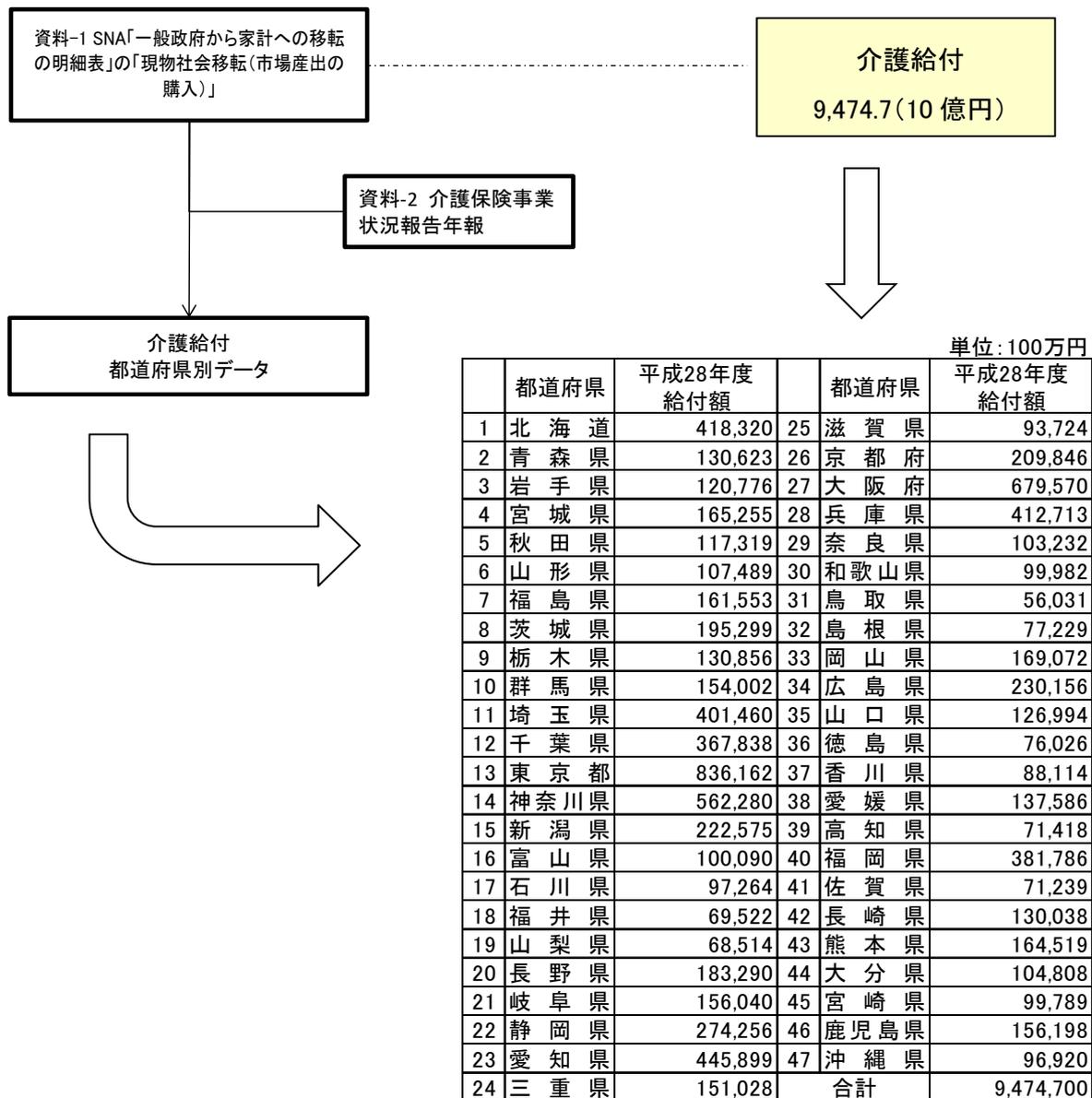
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)のうち介護保険の現物社会移転(市場産出の購入)
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第12表 都道府県別保険給付支払額(その2)合計 支払済額累計

② 推計方法

- ・資料-1の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



2.3 税金部門

2.3.1 所得税

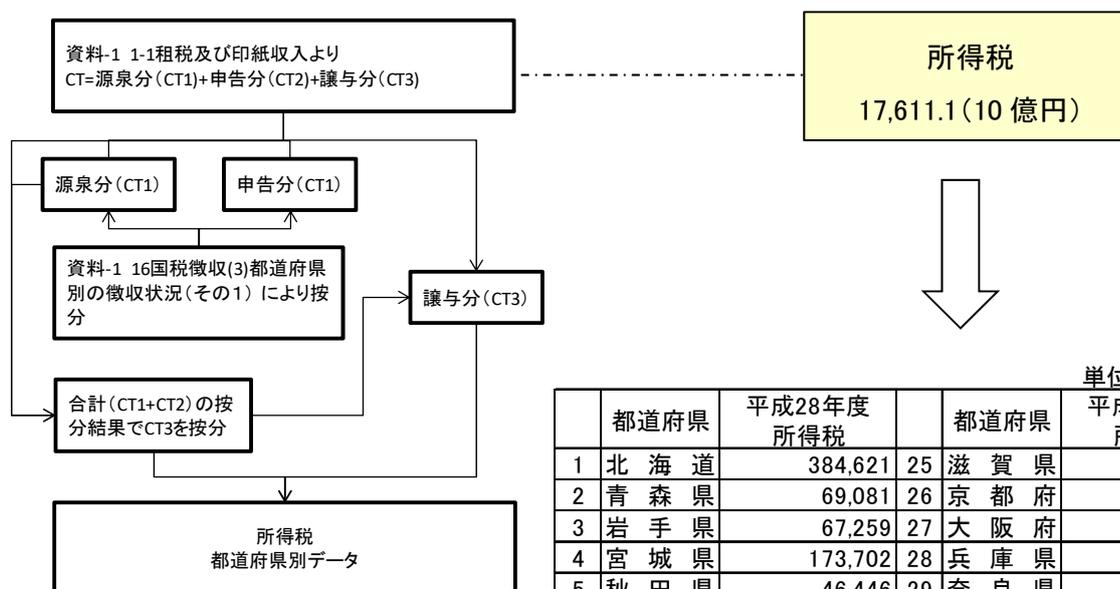
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- ・所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成 24 年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与分）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 所得税		都道府県	平成28年度 所得税
1	北海道	384,621	25	滋賀県	84,631
2	青森県	69,081	26	京都府	278,450
3	岩手県	67,259	27	大阪府	1,449,484
4	宮城県	173,702	28	兵庫県	463,420
5	秋田県	46,446	29	奈良県	77,978
6	山形県	62,194	30	和歌山県	58,167
7	福島県	136,624	31	鳥取県	29,353
8	茨城県	195,250	32	島根県	39,265
9	栃木県	146,078	33	岡山県	131,052
10	群馬県	146,995	34	広島県	261,619
11	埼玉県	534,084	35	山口県	104,717
12	千葉県	428,192	36	徳島県	51,700
13	東京都	7,890,620	37	香川県	76,502
14	神奈川県	909,398	38	愛媛県	94,778
15	新潟県	141,657	39	高知県	45,614
16	富山県	87,837	40	福岡県	416,078
17	石川県	94,351	41	佐賀県	47,541
18	福井県	59,635	42	長崎県	77,377
19	山梨県	60,451	43	熊本県	104,840
20	長野県	146,535	44	大分県	66,640
21	岐阜県	153,822	45	宮崎県	70,282
22	静岡県	314,701	46	鹿児島県	87,400
23	愛知県	1,028,827	47	沖縄県	89,507
24	三重県	126,308		合計	17,611,063

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

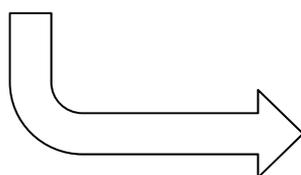
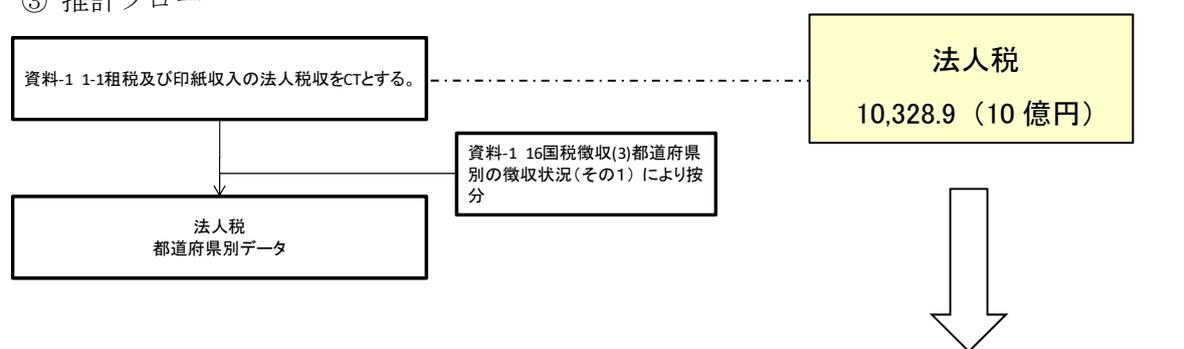
① 使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成 24～26 年度は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 法人税		都道府県	平成28年度 法人税
1	北海道	185,508	25	滋賀県	40,869
2	青森県	28,919	26	京都府	143,461
3	岩手県	34,715	27	大阪府	1,049,472
4	宮城県	80,220	28	兵庫県	216,694
5	秋田県	17,885	29	奈良県	24,534
6	山形県	24,796	30	和歌山県	22,137
7	福島県	73,291	31	鳥取県	12,577
8	茨城県	75,904	32	島根県	18,121
9	栃木県	48,005	33	岡山県	73,533
10	群馬県	85,161	34	広島県	152,751
11	埼玉県	192,833	35	山口県	57,378
12	千葉県	191,663	36	徳島県	25,046
13	東京都	5,113,267	37	香川県	44,810
14	神奈川県	395,803	38	愛媛県	71,880
15	新潟県	76,324	39	高知県	19,094
16	富山県	50,757	40	福岡県	234,247
17	石川県	46,850	41	佐賀県	23,315
18	福井県	35,232	42	長崎県	31,162
19	山梨県	37,755	43	熊本県	40,513
20	長野県	71,952	44	大分県	28,750
21	岐阜県	85,504	45	宮崎県	27,369
22	静岡県	160,387	46	鹿児島県	42,937
23	愛知県	716,096	47	沖縄県	49,004
24	三重県	50,415		合計	10,328,896

2.3.3 消費税

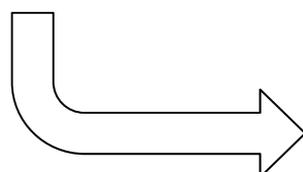
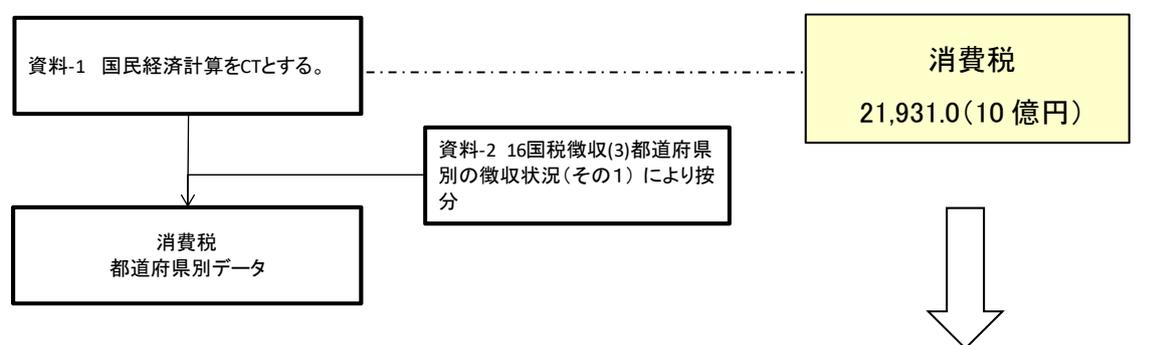
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
1 (1) 生産物に課される税 a. 付加価値型税 (VAT) の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収 (3) 都道府県別の消費税
の徴収状況 (その 1)

② 推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収 (3) 都道府県別の徴収状況 (その 1) の消費税の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 消費税		都道府県	平成28年度 消費税
1	北海道	567,321	25	滋賀県	116,649
2	青森県	294,989	26	京都府	335,370
3	岩手県	113,961	27	大阪府	2,087,637
4	宮城県	270,400	28	兵庫県	574,686
5	秋田県	76,177	29	奈良県	78,381
6	山形県	102,709	30	和歌山県	77,739
7	福島県	201,741	31	鳥取県	44,793
8	茨城県	261,880	32	島根県	60,033
9	栃木県	181,248	33	岡山県	204,262
10	群馬県	225,052	34	広島県	375,878
11	埼玉県	601,717	35	山口県	139,371
12	千葉県	488,579	36	徳島県	63,195
13	東京都	8,443,795	37	香川県	119,910
14	神奈川県	1,100,212	38	愛媛県	149,026
15	新潟県	249,996	39	高知県	60,982
16	富山県	152,025	40	福岡県	620,734
17	石川県	143,307	41	佐賀県	70,163
18	福井県	100,818	42	長崎県	104,646
19	山梨県	75,393	43	熊本県	155,807
20	長野県	218,906	44	大分県	107,647
21	岐阜県	239,067	45	宮崎県	87,686
22	静岡県	408,755	46	鹿児島県	134,094
23	愛知県	1,352,821	47	沖縄県	117,983
24	三重県	173,457		合計	21,930,998

2.3.4 自動車重量税

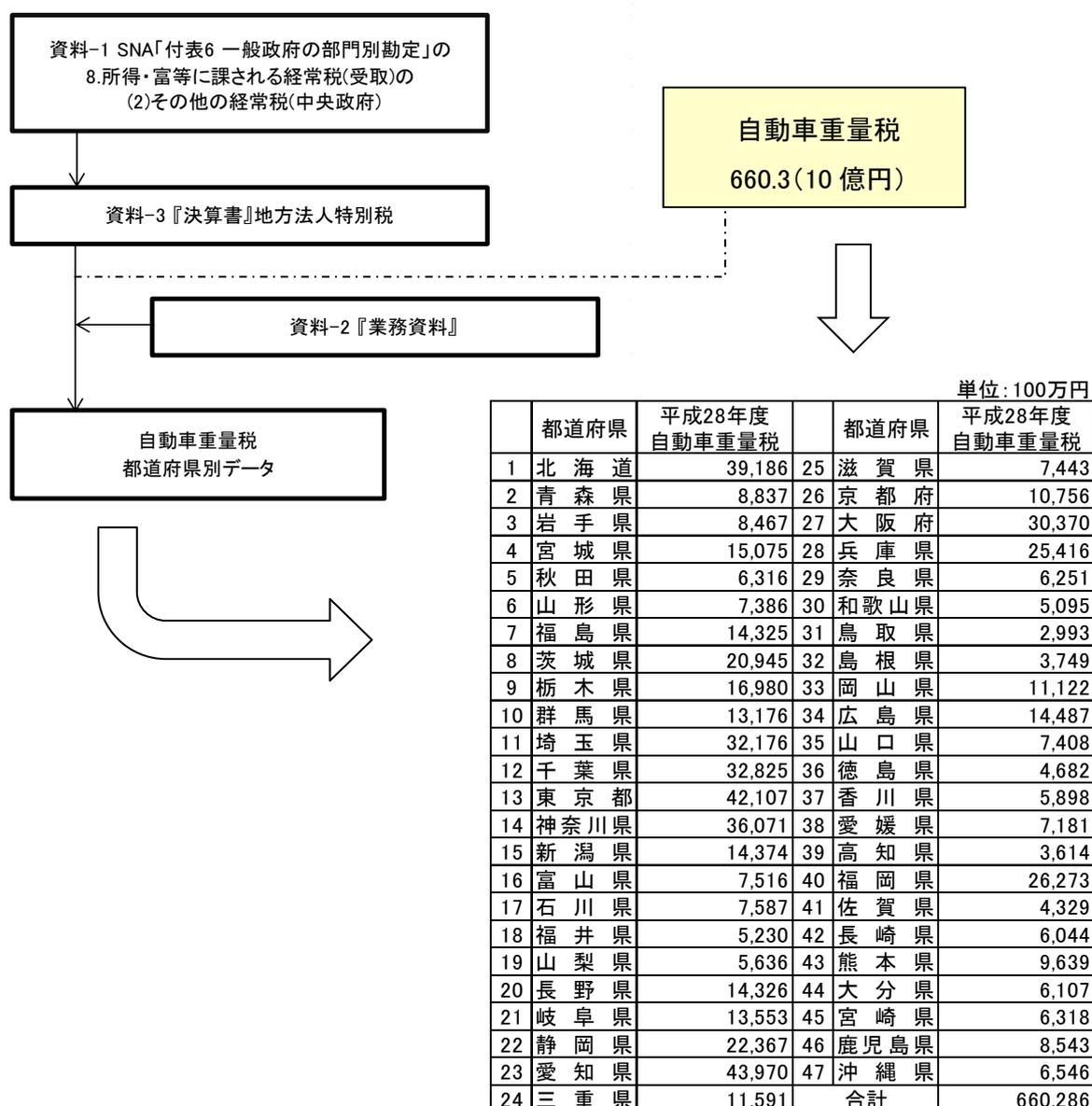
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの
- 資料-3 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）

② 推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 から資料-3 を控除した値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



2.3.5 輸入関税

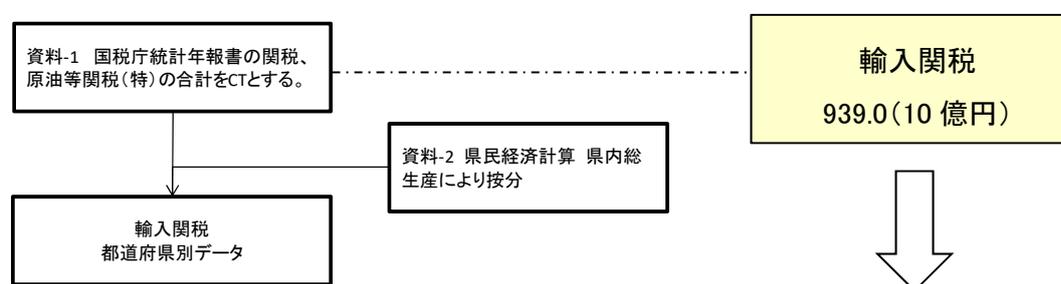
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

② 推計方法

- ・輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。都道府県別の値は、データ等の制約から資料-2 の県内総生産により按分して求める。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 輸入関税		都道府県	平成28年度 輸入関税
1	北海道	32,117	25	滋賀県	10,840
2	青森県	7,866	26	京都府	17,980
3	岩手県	7,872	27	大阪府	66,948
4	宮城県	16,254	28	兵庫県	35,745
5	秋田県	5,870	29	奈良県	6,260
6	山形県	6,924	30	和歌山県	6,187
7	福島県	13,332	31	鳥取県	3,211
8	茨城県	21,810	32	島根県	4,298
9	栃木県	15,131	33	岡山県	12,968
10	群馬県	14,303	34	広島県	20,297
11	埼玉県	38,913	35	山口県	10,333
12	千葉県	34,405	36	徳島県	5,280
13	東京都	182,689	37	香川県	6,511
14	神奈川県	59,302	38	愛媛県	8,563
15	新潟県	14,932	39	高知県	4,080
16	富山県	7,763	40	福岡県	32,423
17	石川県	7,880	41	佐賀県	4,868
18	福井県	5,460	42	長崎県	7,740
19	山梨県	5,748	43	熊本県	10,059
20	長野県	14,130	44	大分県	7,309
21	岐阜県	12,924	45	宮崎県	6,253
22	静岡県	28,916	46	鹿児島県	9,117
23	愛知県	66,003	47	沖縄県	7,276
24	三重県	13,923		合計	939,013

2.3.6 その他（税金）

① 使用データ

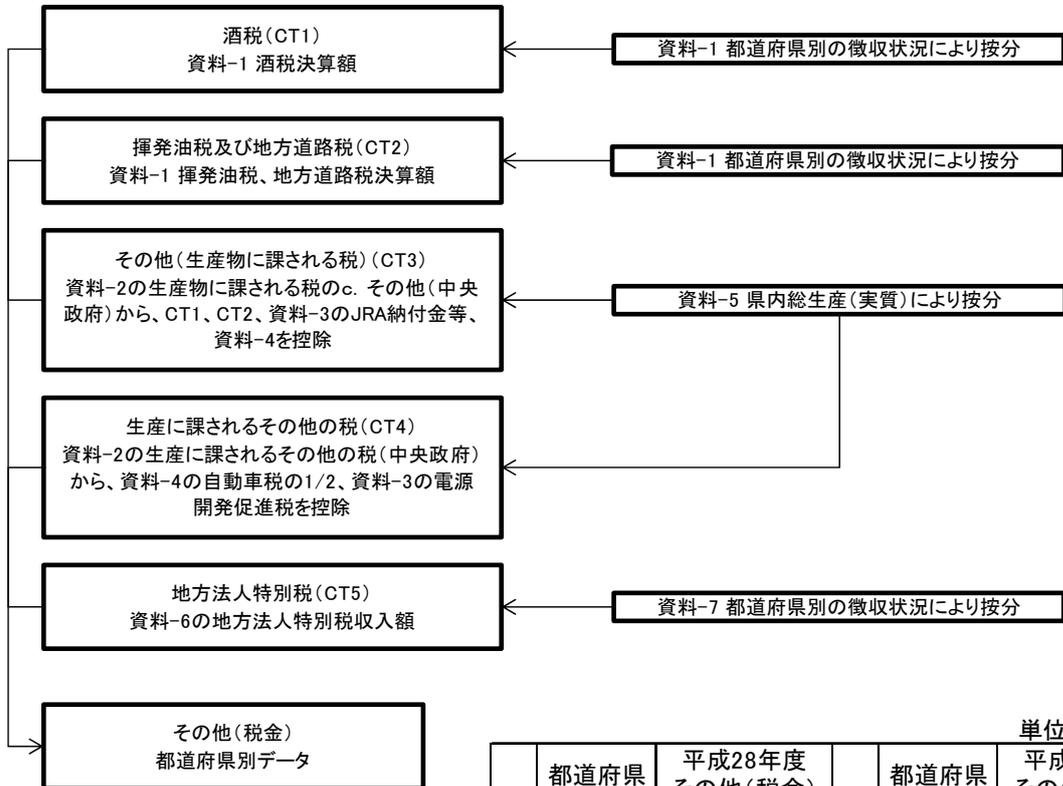
- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表 6-1 一般政府の部門別勘定」 1 (1)生産物に課される税のc. その他（中央政府分）、 1 (2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）
- ・資料-6 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）
- ・資料-7 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 事業税収入額

② 推計方法

- ・その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、地方法人特別税の5つの部分から構成される。なお、これら以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める納付金についても扱うこととし、東京都分として加算する。
- ・酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2の生産物に課される税のc. その他（中央政府）から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4の諸税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

- 地方法人特別税については、資料-6の歳入額をコントロールトータルとし、資料-7の税収額の比で按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 その他(税金)		都道府県	平成28年度 その他(税金)
1	北海道	348,764	25	滋賀県	63,247
2	青森県	67,776	26	京都府	148,617
3	岩手県	38,649	27	大阪府	792,095
4	宮城県	217,071	28	兵庫県	244,001
5	秋田県	46,602	29	奈良県	28,626
6	山形県	40,203	30	和歌山県	107,182
7	福島県	116,128	31	鳥取県	15,167
8	茨城県	312,407	32	島根県	20,866
9	栃木県	119,037	33	岡山県	283,531
10	群馬県	128,130	34	広島県	105,283
11	埼玉県	194,246	35	山口県	239,991
12	千葉県	642,450	36	徳島県	24,994
13	東京都	2,130,129	37	香川県	93,049
14	神奈川県	949,737	38	愛媛県	108,582
15	新潟県	87,889	39	高知県	19,878
16	富山県	54,181	40	福岡県	265,730
17	石川県	41,722	41	佐賀県	24,479
18	福井県	29,870	42	長崎県	35,747
19	山梨県	32,764	43	熊本県	53,008
20	長野県	72,681	44	大分県	137,591
21	岐阜県	66,016	45	宮崎県	65,940
22	静岡県	184,701	46	鹿児島県	72,393
23	愛知県	626,998	47	沖縄県	78,854
24	三重県	313,527		合計	9,890,529

2.3.7 個人住民税

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）

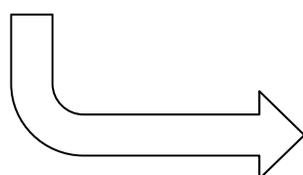
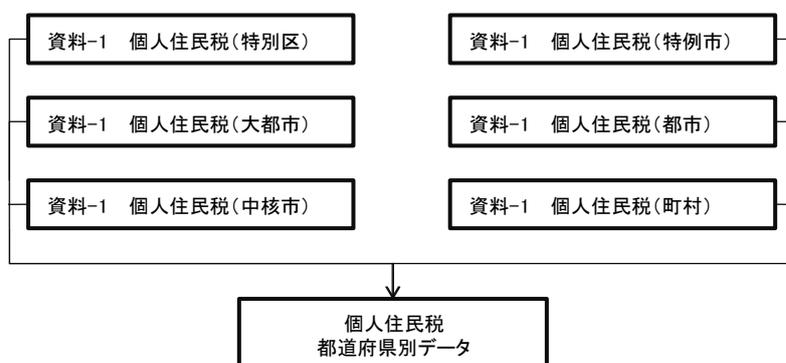
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（所得割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（所得割）

② 推計方法

- ・ 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 個人住民税		都道府県	平成28年度 個人住民税
1	北海道	402,997	25	滋賀県	124,099
2	青森県	80,675	26	京都府	260,008
3	岩手県	84,160	27	大阪府	774,974
4	宮城県	190,729	28	兵庫県	534,718
5	秋田県	60,445	29	奈良県	119,879
6	山形県	74,980	30	和歌山県	68,999
7	福島県	144,538	31	鳥取県	37,667
8	茨城県	254,051	32	島根県	47,349
9	栃木県	170,459	33	岡山県	151,932
10	群馬県	163,049	34	広島県	251,567
11	埼玉県	735,851	35	山口県	107,586
12	千葉県	653,655	36	徳島県	55,874
13	東京都	2,114,018	37	香川県	79,388
14	神奈川県	1,114,057	38	愛媛県	97,135
15	新潟県	166,138	39	高知県	49,300
16	富山県	91,429	40	福岡県	410,148
17	石川県	97,615	41	佐賀県	55,522
18	福井県	65,351	42	長崎県	90,605
19	山梨県	67,841	43	熊本県	115,665
20	長野県	166,625	44	大分県	78,526
21	岐阜県	171,532	45	宮崎県	68,131
22	静岡県	346,383	46	鹿児島県	101,797
23	愛知県	825,009	47	沖縄県	85,690
24	三重県	160,681		合計	12,168,827

2.3.8 法人住民税

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（法人均等割、法人税割）

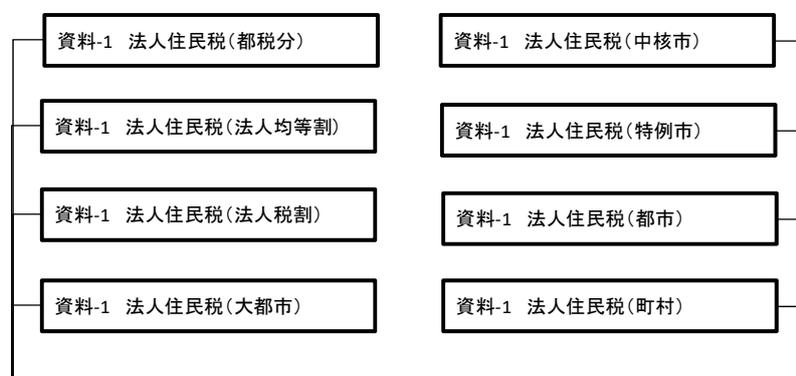
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（法人均等割、法人税割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（法人均等割、法人税割）

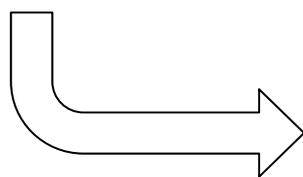
② 推計方法

・法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位:100万円

	都道府県	平成28年度 法人住民税		都道府県	平成28年度 法人住民税
1	北海道	79,528	25	滋賀県	25,061
2	青森県	15,145	26	京都府	49,064
3	岩手県	19,472	27	大阪府	250,843
4	宮城県	49,274	28	兵庫県	89,865
5	秋田県	12,365	29	奈良県	12,843
6	山形県	14,936	30	和歌山県	11,644
7	福島県	31,123	31	鳥取県	7,407
8	茨城県	49,467	32	島根県	9,681
9	栃木県	39,380	33	岡山県	33,347
10	群馬県	50,617	34	広島県	59,298
11	埼玉県	101,506	35	山口県	24,545
12	千葉県	92,216	36	徳島県	11,683
13	東京都	896,403	37	香川県	20,925
14	神奈川県	156,378	38	愛媛県	22,332
15	新潟県	35,946	39	高知県	9,067
16	富山県	19,549	40	福岡県	96,976
17	石川県	24,595	41	佐賀県	11,387
18	福井県	15,261	42	長崎県	16,026
19	山梨県	15,349	43	熊本県	22,503
20	長野県	34,319	44	大分県	16,666
21	岐阜県	31,004	45	宮崎県	13,171
22	静岡県	67,911	46	鹿児島県	20,541
23	愛知県	230,481	47	沖縄県	16,535
24	三重県	28,309		合計	2,961,944

2.3.9 その他の経常税

① 使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（個人均等割）、自動車税、自動車取得税、事業税

2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（個人均等割）、軽自動車税

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（個人均等割）、軽自動車税

- ・資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、狩猟税

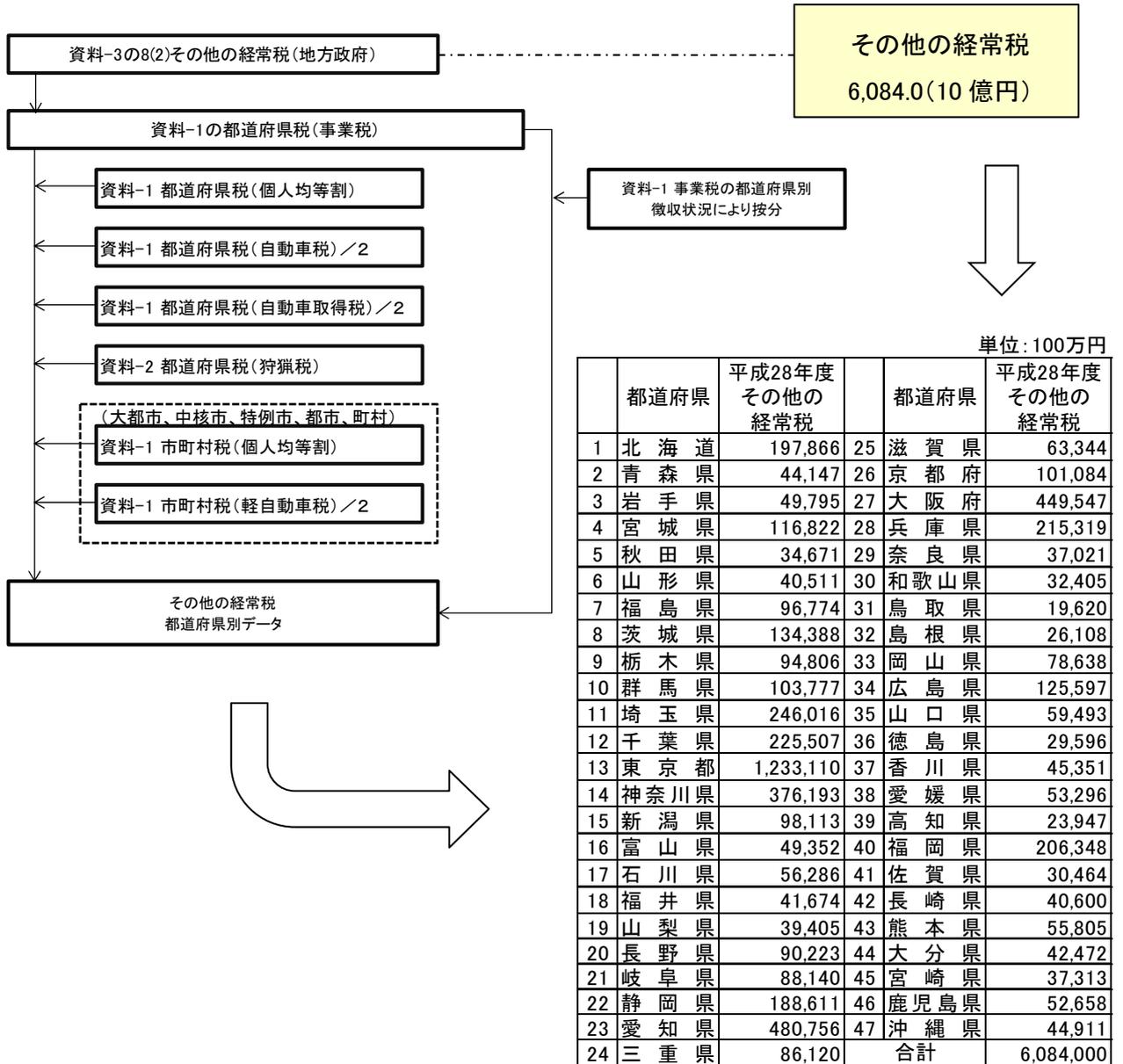
- ・資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表 6-1 一般政府の部門別勘定の 8. 所得・富等に課される経常税(受取)の(2)その他の経常税「地方政府」の値

② 推計方法

- ・その他の経常税は、資料-3 のその他の経常税（地方税）をコントロールトータルとし、資料-1 の事業税を控除した「事業税以外」と「事業税」に分割する。
- ・事業税以外は、道府県民税（個人均等割）＋市町村民税（個人均等割）＋自動車税の $1/2$ ＋自動車取得税の $1/2$ ＋軽自動車税の $1/2$ ＋狩猟税であり、資料-1、資料-2 のデータの都道府県比で按分する。
- ・事業税は、資料-1 の事業税の都道府県別の徴収額を用いる。
- ・事業税以外、事業税を合算した額をその他経常税の都道府県別データとする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15～17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③ 推計フロー



2.3.10 生産物に課される税（その他）

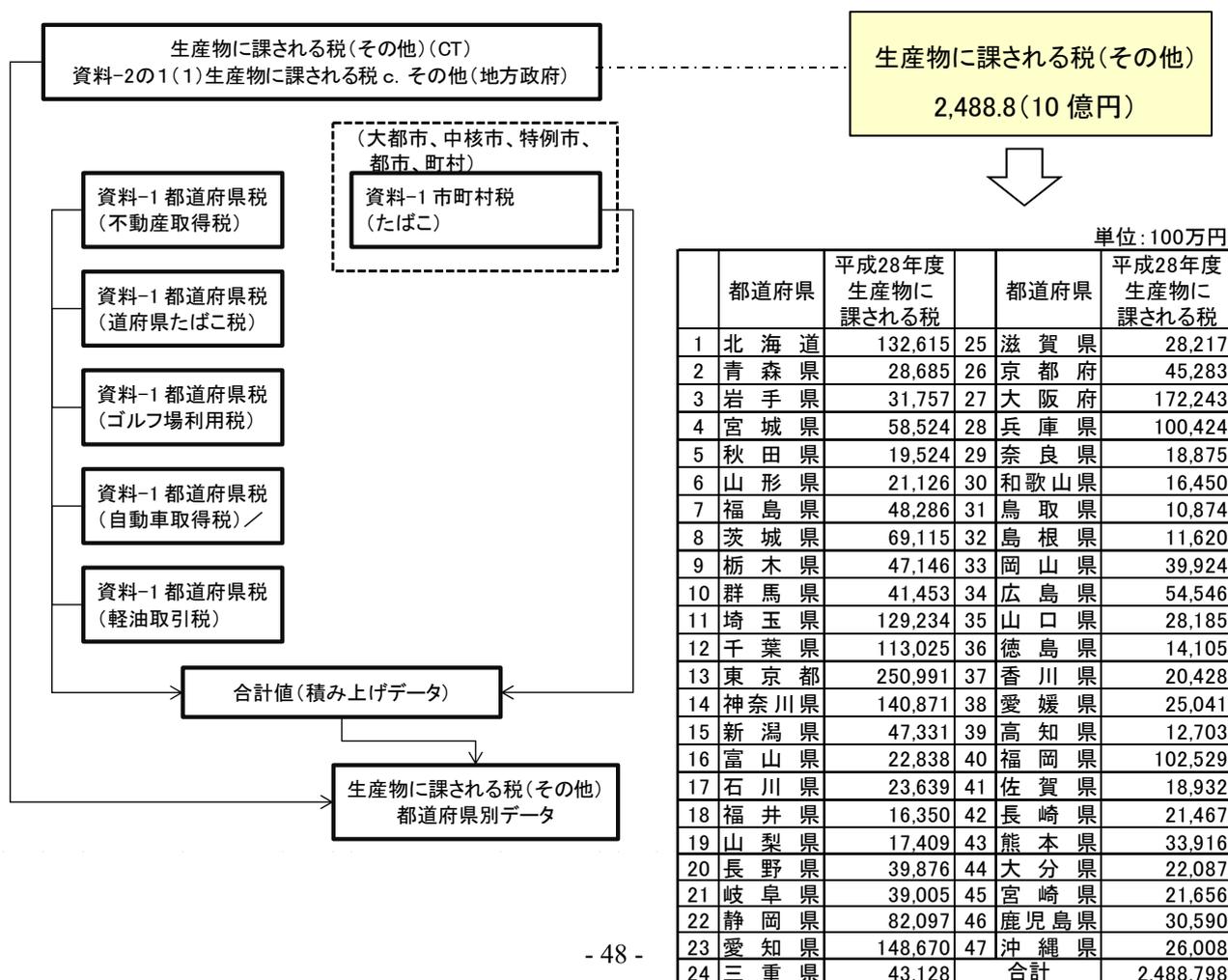
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括2-6-2表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5表中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6-1 一般政府の部門別勘定1(1)生産物に課される税c.その他「地方政府」の値

② 推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税の1/2+軽油取引税）+市町村税（たばこ税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③ 推計フロー



2.3.1 1 生産に課されるその他の税

① 使用データ

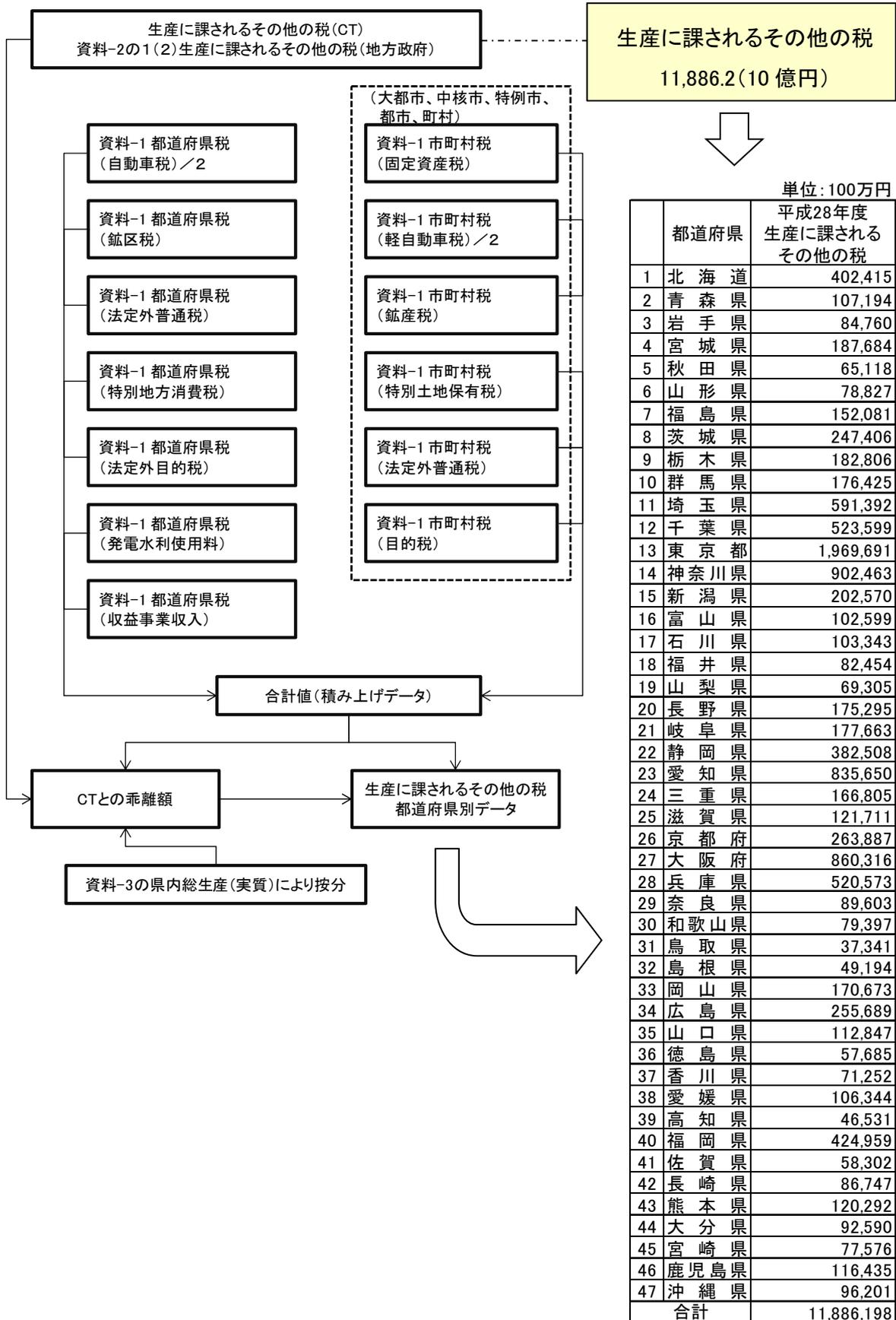
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6-1 一般政府の部門別勘定 1 (2) 生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

② 推計方法

- ・生産に課されるその他の税は、都道府県税（自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15~17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③ 推計フロー



2.4 県民経済計算

(1) 2006～2016 年度

① 系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 3. 県民所得、4. 県内総生産（支出側、名目）、5. 県内総生産（支出側、実質連鎖方式）、総括表 6. 県民雇用者報酬、12. 県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出（COF0G）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストックの減耗額

③ 推計方法

- ・基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本の純ストック減耗額（ただし、2010 年度のみ東日本大震災による毀損分を除く）で按分する。

図表2-1 系列別推計資料、推計方法の概要

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP-実質民間消費-実質民間企業設備-実質民間住宅-実質政府消費-実質公的資本形成-実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
名目 GDP	＝都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	＝名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CTを国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(COFOG)の固定資本減耗とし、内訳を純社会資本ストックの減耗額で按分する

(2) 1980～2005 年度

① 系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP(都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) -----平成 13－平成 26 年度(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) -----平成 8－平成 21 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) -----平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-4 『旧基準係数』(内閣府) -----昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

- ・資料-5 『国民経済計算』(内閣府) -----平成 28 年度年次推計(2008SNA 平成 23 年基準)
-----平成 23 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及
- ・資料-6 『旧基準計数』(内閣府) -----平成 26 年度確報(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-7 『旧基準計数』(内閣府) -----平成 21 年度確報(93SNA 平成 12 年基準)

③ 推計方法

- 遡及推計の基本的な考え方は、新しい基準の系列を優先し、データのない期間については旧基準の系列値にリンク係数を乗じて水準を調整した値を接続する。
- 具体的には、まず平成7年基準値は1990年度以降しかないため、1990年度時点で平成7年基準値÷平成2年基準値でリンク係数を求める。1980～89年度は平成2年基準値×リンク係数を遡及推計値とし、平成7年基準値を補間する。
- 同様に、1996年度時点で算出した平成12年基準値÷平成7年基準値をリンク係数とし、1980～1995年度は平成7年基準値（補間含む）にリンク係数を乗じ、平成12年基準値を補間する。これを繰り返して、平成23年基準の長期遡及系列を算出する。
- 以上の処理を各系列の名目値およびデフレーターについて行う。実質値は最終的に求めた平成23年基準の名目値をデフレーターで除して算出する。

- ただし、平成7年基準改定による推計方法・定義の変更を踏まえ、民間企業設備投資は平成2年基準値にソフトウェア開発費を加算してから平成7年基準値に接続した。
- また、平成23年基準改定を踏まえ、総固定資本形成（民間企業設備、民間住宅、公的固定資本形成）については、国民経済計算の平成23年基準値と平成17年基準値の差分をコントロールトータルとし、固定資本形成額の比で都道府県に按分した額を平成17年基準値に加算してから平成23年基準値に接続した。

- なお、財貨・サービスの純移出入、在庫純増、その他最終需要については、正負どちらの値もとりのる収支尻としての性質を持ち、上述の方法では遡及して接続ができないことから、遡及推計を行っていない。

2.5 都道府県別資本ストック

2.5.1 民間企業資本ストック

民間資本ストックは、民間部門（民間企業・個人企業等）による設備投資によって形成されてきた、機械設備や建築物、構造物等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 29 年度までの本モデルでは、内閣府「民間企業資本ストック年報」の粗資本ストックを基礎として利用してきたが、同調査の改廃に伴い、平成 30 年度版以降は内閣府「国民経済計算年次推計」の固定資本ストックマトリックスおよび「固定資本ストック速報」を基礎とした純資本ストックを採用している。

ただし、全国値を都道府県に按分するための資本ストックについては、利用可能な純資本のデータがないことから、従来と同様、粗資本である「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）」を参照している。

いずれにしても、本モデルの民間企業資本ストックは、公表された統計調査等のデータ・資料に基づいて、本モデルで利用するために簡易的に推計したものである点には留意されたい。

(1) 推計方法の概要

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）----フロー編付表 22. 「固定資本マトリックス（実質）」、ストック編付表 4. 「固定資本ストックマトリックス（実質）」
- ・資料-2 『固定資本ストック速報』（内閣府）----民間企業設備
- ・資料-3 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-4 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-5 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別在庫額、有形固定資産、リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）の有形固定資産取得額（土地以外）
- ・資料-6 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

② 推計方法

都道府県別民間企業資本ストックは、資料-1 の経済活動別分類に準じて推計することとし、2009 年度までは資料-1 のストック額（全国）を資料-3 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度以降は、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均減耗率を乗じた額を控除

し、資料-1 の経済活動別フロー額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-5 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-4 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-4 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は資料-2 の民間企業設備をコントロールトータルとして調整した。

なお、資料によって部門分類は異なるが、本モデルでは以下のとおり対応付けて利用することとした。

図表2-2 本モデルにおける経済活動分類の対応一覧

固定資本マトリックスの経済活動	(2009年度までの ストック按分)		工業統計の産業
	都道府県別民間資本 ストックの産業	経済活動別県内総生産 の経済活動	
1. 農林水産業	農林水産業	農林水産業	
2. 鉱業	鉱業	鉱業	
3. 製造業(1)食料品	食料品		食料品
3. 製造業(2)繊維製品	繊維		繊維
3. 製造業(3)パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙		パルプ・紙・紙加工品
3. 製造業(4)化学	化学		化学
3. 製造業(5)石油・石炭製品	石油・石炭		石油製品・石炭製品
3. 製造業(6)窯業・土石製品	窯業土石		窯業・土石製品
3. 製造業(7)一次金属	一次金属		鉄鋼業＋非鉄金属
3. 製造業(8)金属製品	金属製品		金属製品
3. 製造業(9)はん用・生産用・業務用機械	一般＋精密		はん用＋生産用＋業務用機械器具
3. 製造業(10)電子部品・デバイス	精密機械		電子部品・デバイス・電子回路
3. 製造業(11)電気機械	電気機械		電気機械器具
3. 製造業(12)情報・通信機器	精密機械		情報通信機械器具
3. 製造業(13)輸送用機械	輸送用機械		輸送用機械器具
3. 製造業(14)その他の製造業	その他		印刷・関連連業＋その他
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
5. 建設業	建設業	建設業	
6. 卸売・小売業	卸売・小売業	卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	運輸・通信業	運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	サービス業	宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	運輸・通信業	情報通信業	
10. 金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	
11. 不動産業	不動産業	不動産業	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務		(対象外)	
14. 教育	サービス業	教育	
15. 保健衛生・社会事業	サービス業	保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	サービス業	その他のサービス	

また、資料-1 は平成 23 年基準の実質連鎖方式で推計されているが、本モデルでは推計の過程で部門や都道府県にストックを按分する必要があるため、合算は連鎖統合ではなく単純合計で行っている。

(2) 経済活動別資本ストック（全国）の推計

① 1994 年度～2016 年度

まず、資料-1 の「固定資本ストックマトリックス」から経済活動別に「固定資産合計」一

「住宅」のデータを取得する。資料-1 は暦年値のため、いったん前後の年を 3 : 1 で加重平均し、さらに資料-2 の民間企業設備（1-3 月期）をコントロールトータルとして調整した額を全国のストック額とする。

② 1980 年度～1993 年度

資料-1 は 1994 年度以降しか公表されていない。そのため、経済活動毎に 1994 年度の①を起点とし、資料-3 の産業別資本ストックの変化率を用いて遡及する。さらに資料-2 の民間企業設備をコントロールトータルとして調整した額を全国のストック額とする。

(3) 経済活動別資本ストック（都道府県別）の推計

① 1980～2009 年度

経済活動毎に、(1) で求めた全国のストックを資料-3 の都道府県別構成比で按分する。

② フロー額の推計

まず、資料-1 の「固定資本マトリックス」から経済活動別に「総固定資本形成」－「住宅」のデータを取得する。いったん前後の年を 3 : 1 で加重平均し、再掲の「民間部門計」をコントロールトータルとして調整した額を全国のフロー額とする。

さらに、製造業の場合は「工業統計」の有形固定資産取得額（土地以外）を「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで除した実質額、製造業以外は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産（実質）の都道府県別構成比で按分し、都道府県別のフロー額とする。

③ 減耗率の算出

経済活動、都道府県毎に、前後のストック額とフロー額から減耗額を算出し、さらに前年度ストックで除した減耗率を求める。2010 年度以降の推計に用いるため、最終 3 か年（2007～2009 年度）の平均値を求める。

$$\text{減耗額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} + \text{フロー額}_{t,i} - \text{ストック額}_{t,i}$$

$$\text{減耗率}_{t,i} = \frac{\text{減耗額}_{t,i}}{\text{ストック額}_{t-1,i}}$$

t : 年度、i : 産業、p : 都道府県

④ 2010 年度～2016 年度

① で求めた経済活動、都道府県別のストック額を起点とし、② のフロー額を加算し、前年

度ストックに③を乗じた額を控除して2010年度以降のストックを推計する。

$$\text{ストック額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} \times (1 - \text{平均減耗率}_i) + \text{フロー額}_{t,i}$$

なお、いったん推計したのち、(2)で求めた全国のストック額をコントロールトータルとして調整した額を都道府県別のストック額とした。

また、2010年度の資本ストック算出にあたっては、東日本大震災による被害を考慮し、通常の減耗分とは別にストックから差し引くこととした。民間資本ストックの地域別の被害状況について整理されたデータは乏しいことから、資料-6の社会資本ストックにおける毀損率（震災毀損額÷2009年度粗資本ストック額）を用いることとした。

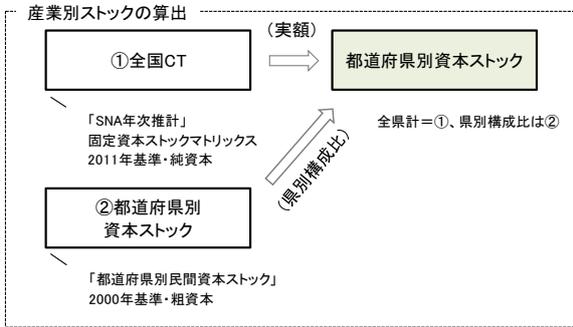
図表2-3 民間資本ストックの推計に用いた東日本大震災によるストック毀損率

資本ストックの経済活動		1. 農林水産業	14. 教育	左記以外の部門	
「日本の 社会資本 2017」	部門	⑭農林漁業	⑩文教施設	左記以外の部門 (ただし、治水、治山、 海岸、国有林を除く)	
	ストック 毀損率	岩手県	4.7%	4.6%	1.9%
		宮城県	11.1%	12.5%	7.4%
		福島県	2.5%	9.2%	2.1%
		3県以外	0.0%	0.1%	0.1%

以上の産業・都道府県別に行う民間企業資本ストックの推計について、推計の概要、2009年度以前と2010年度以降の計算の流れを図表2-4から図表2-6に図示した。

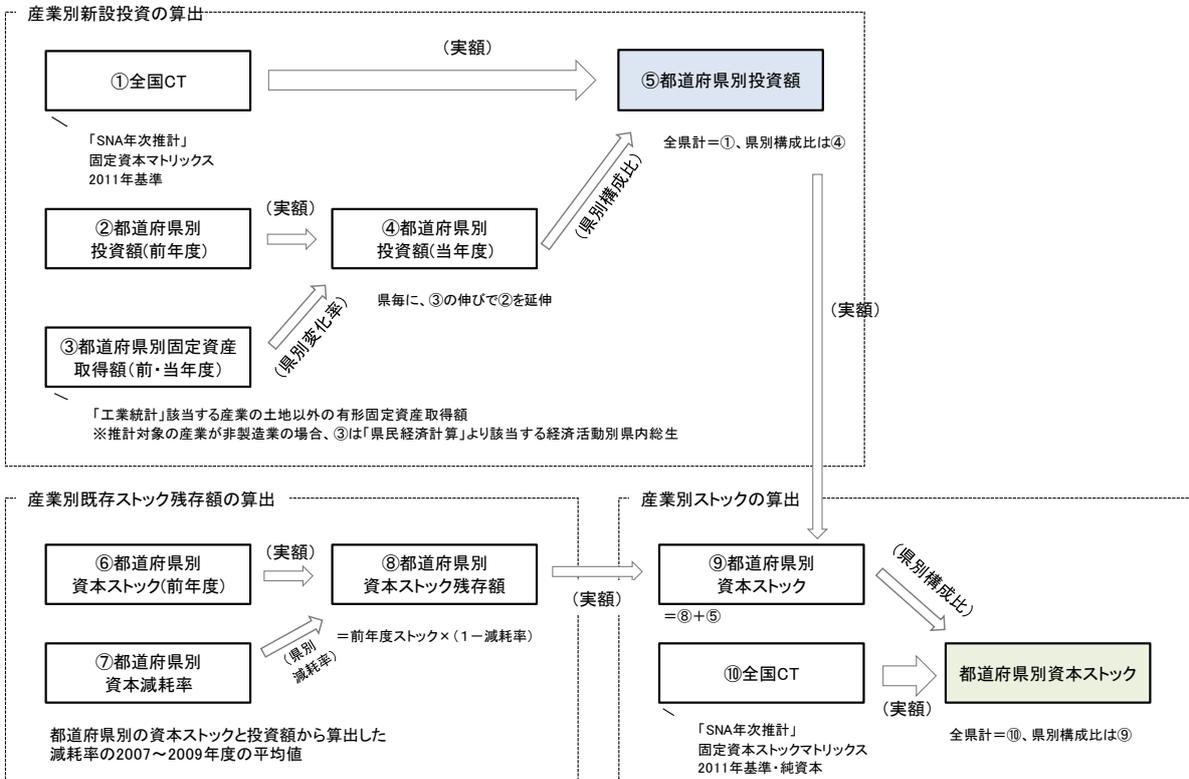
図表2-4 民間企業資本ストックの推計概要

ストックの計算方法(2009年度まで)
→ストックを直接都道府県別に按分する



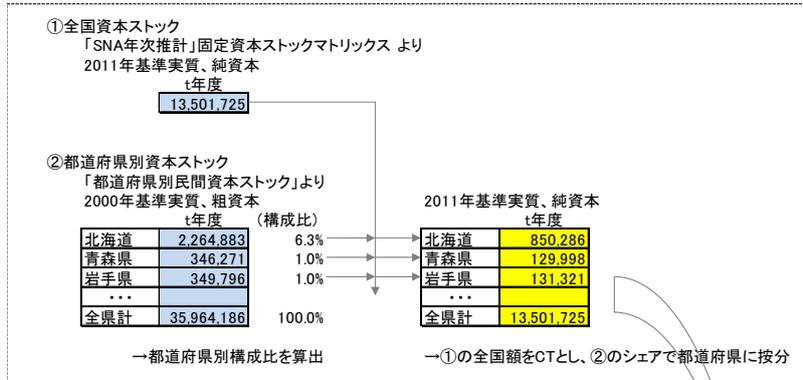
ストックの計算方法(2010年度以降)

→前年度のストックから減耗分を差し引き、新しい投資を加算することで当年度のストックを求める

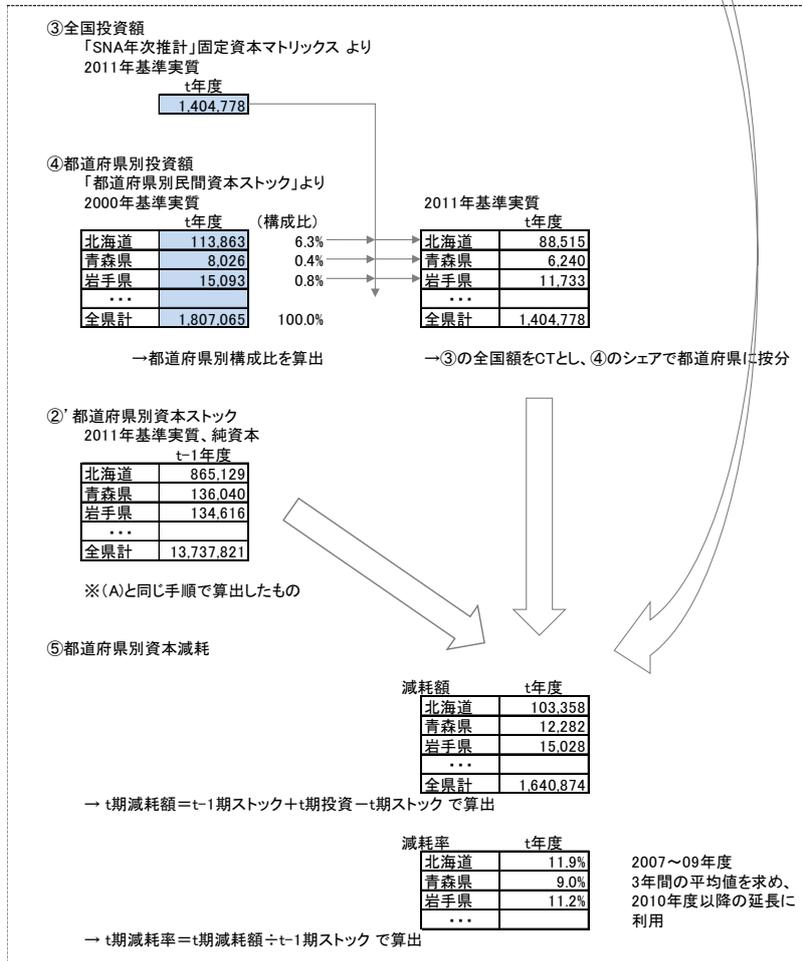


図表2-5 民間企業資本ストック推計の流れ(2009年度まで)

《(A)都道府県別資本ストックの推計》



《(B)都道府県別投資額、減耗率の推計》

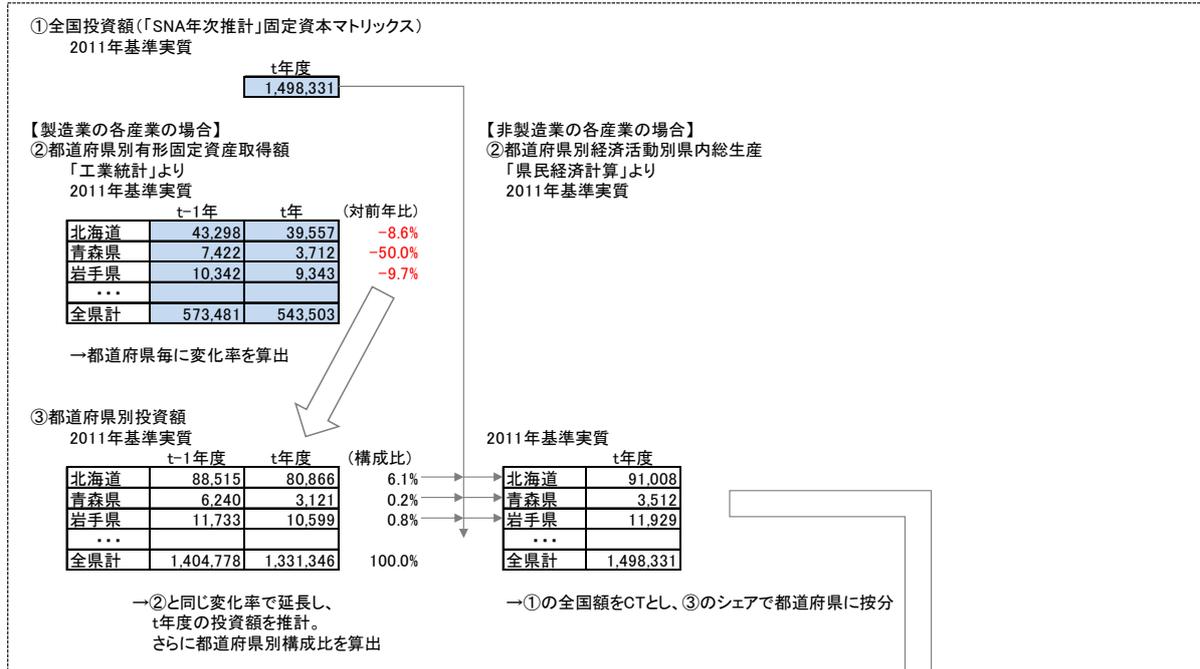


注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、③は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には民間だけでなく公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。

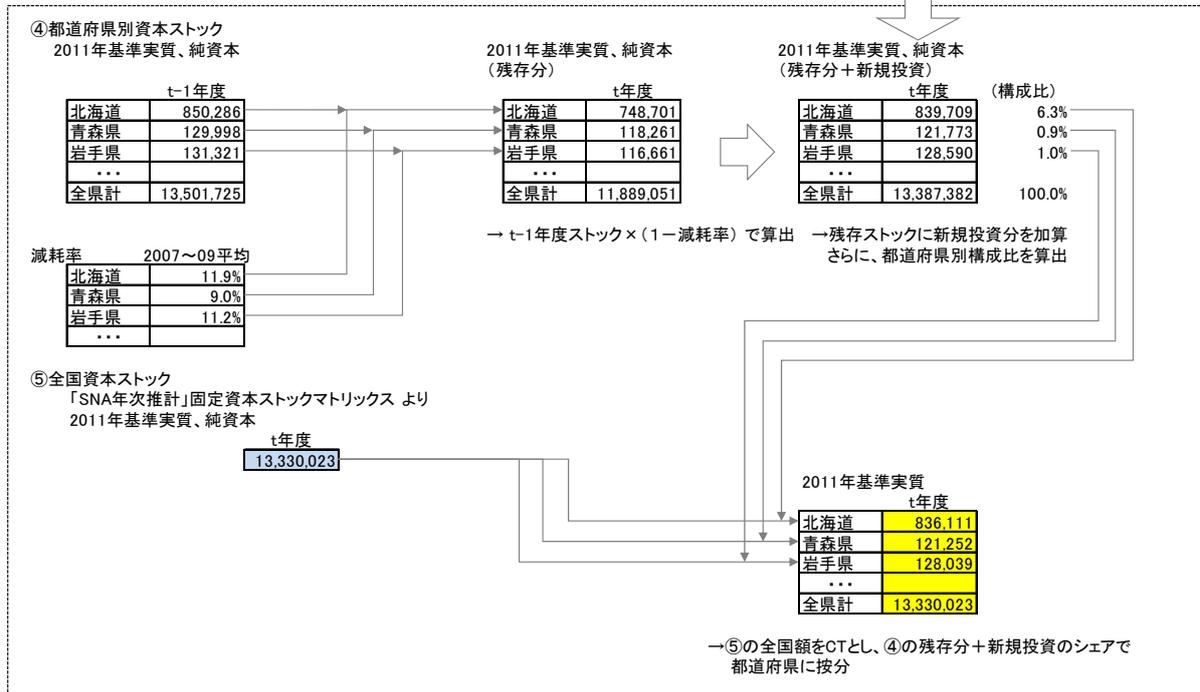
注2：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。②のストックデータが存在する2009年度までは上段の(A)でストックの推計は完結しているが、2010年度以降の延長のために、(B)のとおり投資額・平均減耗率を推計している。

図表2-6 産業別民間企業資本ストック推計の流れ(2010年度以降)

《(A)都道府県別投資額の推計》



《(B)都道府県別資本ストックの推計》



注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、⑤は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。また、②の固定資産取得額は「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで実質化した値を用いている。

注2：②に用いるデータは、当該産業が製造業に属する場合は「工業統計」の土地以外の有形固定資産取得額、非製造業の場合は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産を用いる。

注3：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。

(4) 粗資本ストック（参考系列）の推計

モデル変数として採用するのは純資本ストックとするが、参考系列として粗資本ストックも推計し、データベースに収録することとした。

① 使用データ

- ・資料-1 『民間企業資本ストック確報』（内閣府）----平成 26 年度確報値（平成 17 年基準：93SNA）、平成 21 年度確報値（平成 12 年基準：93SNA）のストックおよび新設投資額（年度・進捗）
- ・資料-2 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-4 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別有形固定資産取得額（従業者 30 人以上の事業所、土地以外）
- ・資料-5 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

② 推計方法

都道府県別民間企業資本ストック（粗資本）は、資料-2 の産業分類に準じて推計することとし、資料-1 の鉄鋼業および非鉄金属を合算して「一次金属」、出版・印刷およびその他の製造業を合算して「その他製造業」とした。なお、平成 17 年基準値は 1994 年度以降となっているため、1993 年度以前については産業毎に平成 12 年基準値をリンク係数で調整して接続した。

この全国の産業別ストック額を、2009 年度までは資料-2 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度から 2014 年度については、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除し、資料-1 の産業別新設投資額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-4 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-3 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-3 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は、資料-1 の有形固定資産をコントロールトータルとして調整した。

2015 年度以降は資料-1 の全国値が存在しないため、2014 年度について推計した産業別都道府県別新設投資額を、按分指標（製造業は実質有形固定資産取得額、非製造業は経済活動別県内総生産）の変化率で延長した金額を用い、2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除して推計した。

2.5.2 社会資本ストック

社会資本ストックは、公的機関（一般政府及び公的企業）による毎年の公共投資によって形成されてきた、道路、港湾、上下水道等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 28 年度までの本モデルでは、社会資本ストックの統計として内閣府「日本の社会資本 2012」（2005 年価格、2009 年度まで）の粗資本ストックをベースとし、2010 年度以降を決算資料、「行政投資実績」等の関連資料、統計調査により延長推計した系列を利用していた。

平成 30 年度以降は、内閣府「日本の社会資本 2017」（2011 年価格、2014 年度まで）の粗資本ストックおよび純資本ストックを利用し、関連統計調査等を用いて 2015 年度以降を簡易的に延長することとした。なお、モデル変数として採用するのは民間資本と同様に純資本ストックとし、粗資本ストックは参考系列としてデータベースに収録することとした。

(1) 使用データ

- ・資料-1 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、純資本ストック、実質投資額および部門別デフレーター
- ・資料-2 『建設工事費デフレーター』（国土交通省）----工事種別デフレーター（平成 23 年度基準）
- ・資料-3 『行政投資実績』（総務省）----都道府県別行政投資実績 総投資額

(2) 投資額の推計

「日本の社会資本 2017」の社会資本ストックは、投資額をデフレーターで除した実質投資を積み上げるとともに、既存資産の撤去・破損等による除却、経齢による価値の低下等を控除することで推計されている。

そこで、まず日本の社会資本の部門別デフレーターを、国土交通省「建設工事費デフレーター」の類似した部門と対応させた上で、建設工事費デフレーターの変化率を社会資本デフレーターに乗じて延長する。

$$P_{i,t} = P_{i,t-1} \cdot \frac{P_{i,t}^*}{P_{i,t-1}^*}$$

P：社会資本デフレーター、
P*：建設工事費デフレーター、
i：部門

次に、総務省「行政投資実績」の部門別都道府県別投資額を、日本の社会資本の部門に合わせて調整し、上記デフレーターで除して実質投資額を求め、さらにその実質投資額の変化率を日本の社会資本の部門別都道府県別実質投資額に乗じることで延長した。

$$IG_{i,p,t} = IG_{i,p,t-1} \cdot \frac{IGN_{i,p,t} / P_{i,t}}{IGN_{i,p,t-1} / P_{i,t-1}}$$

IG：実質公共投資額（日本の社会資本ベース）、
IGN：公共投資額（行政投資実績ベース）、
P：社会資本デフレーター、
i：部門、p：都道府県

図表2-7 本モデルにおける社会資本主要部門の対応一覧

日本の社会資本 主要部門	都道府県別 推計	投資	デフレーター
		「行政投資実績」の部門	「建設工事費デフレーター」の部門
1 道路	○	道路+街路	道路総合
2 港湾	○	港湾	港湾・漁港
3 航空	○	空港	空港
4.1 鉄道・運輸機構等		鉄道	
4.2 地下鉄等		地下鉄	
5 公共賃貸住宅	○	住宅	住宅建築
6 下水道	○	公共下水道	下水道
7 廃棄物処理	○	環境衛生	環境衛生
8 水道	○	水道	上・工業用水道
9 都市公園	○	国立公園	公園
10.1 学校施設	○	文教施設	RC学校
10.2 社会教育	○	文教施設	RC事務所・その他
11 治水	○	河川+砂防	治水総合
12 治山	○	治山	その他土木
13 海岸	○	海岸	海岸
14.1 農業	○	農業基盤整備事業	農林関係公共事業
14.2 林業	○	林道+造林	農林関係公共事業
14.3 漁業	○	漁港	港湾・漁港
15 郵便			
16 国有林(※)	○	林道+造林	農林関係公共事業
17 工業用水	○	工業用水道	上・工業用水道
18 庁舎	○	官庁営繕	RC事務所・その他

注1：灰色の網掛けは、「日本の社会資本 2017」で都道府県別推計が行われていない部門（本モデルでも検討範囲外）。

注2：国有林部門は、「日本の社会資本 2012」「同 2017」では都道府県別推計が行われているが、本モデルでは対象から除いた。

(3) 部門別資本ストック額の算出

部門別都道府県別に、2014年度の資本ストックに1－除却率（または減耗率）を乗じて残存額を求め、(2)で推計した2015年度の投資額を加算することで2015年度の資本ストック額を算出する。2015年度以降も順次同様に求める。

なお、 δ は推計するストックが粗資本の場合は除却率（撤去や破損等）、純資本の場合は減耗率（撤去や破損に加え、経齢による価値の低下も含む）を意味している。2015年度以降の推計に当たっては、最終3か年平均（2012～2014年度）を用いることとした。

$$KG_{i,p,t} = (1 - \delta_{i,p}) \cdot KG_{i,p,t-1} + IG_{i,p,t}$$

KG：社会資本ストック、
IG：実質公共投資額、
 δ ：除却率または減耗率、
i：部門、p：都道府県

また、「日本の社会資本2017」では連鎖方式が採用されているが、本モデルの社会資本ストックでは部門の合計等に連鎖統合は行っておらず、単純合計値を用いている。